

11
21
526

龜井茲矩傳

第十五卷



始



鹿野町月行
使日行使の
掟

亀井茲矩傳 第拾五卷

慶長十年乙巳正月三日茲矩鹿野町月行使日行
使の掟を定む

亀井伯翁



十二月三十日

鹿野町諸事申付次第

月行使六人

一月より可及沙

日行使三十人

一日ヨリヨキクあるべし

ひきし 花押

乙巳正月三日

江戸櫻田新
橋ノ藩邸
賜ふ

慶長年中江戸櫻田新橋ノ内ニ於テ藩邸を賜ふ

落穂集ノ曰ク慶長五年關ヶ原御一戦御勝利
以後上方衆ノ中ニテハ藤堂高虎關東衆ニク



南四十間二尺六步
北四十三間二尺七寸六步

但六尺五寸間より

畧本六尺間にして 三千六百貳拾九坪

公邊へ御書上ケ 三千四百五拾六坪

亀井記に曰く元和年中江戸櫻田御拜領屋敷

左之通

一三千八百三十坪 櫻田御屋敷

表八拾七間半 東七拾五間五尺

北四拾六間半 南四拾六間半

右御屋敷御拜領ハ元和頃と被考候へ共年月
不詳ニ付此所記之置

亀井^家記に曰く享保十六年辛寅四月二十八日

邸地三十四百五拾六坪ハ内堀端へ新道開設
カゝめ貳百〇一坪を幕府へ徴収せらるる事
リ以て當時賜邸ハ坪数を知るべし
慶長三年丁卯十二月二十八日幕府ハ命子依
リ新橋邸を返還せり

高草殖産興
業ノ事ニ從

茲に志を幕府に得て専ら殖産興業ノ事ニ從ふ
高草郡ハ新に領土に歸するや土地ノ便否を按
し其人領土高草郡加路村と池田長吉ノ領土袋
河原布袋交換し新に布袋村を置き此ハ袋河原^村
布袋ハ西村より智頭川ノ流水を堰に入きて大
井堤を作り高草郡教村ハ田地ハ灌漑を是より
郡中水足り農作倍加す村民今尚は水利組合

を設けし其の遺意を遵奉せり

伯爵龜井家所藏扇面二枚を書したる茲矩自
筆の詞と云

東國に下白夜奉公窮困を尽ならば徳ハ身に
留て朝夕暮々立身せんぞ思ふたは山川ハ俄
出たるを渡やうに次第まさるもろぞ
この扇面ハ京都金山家所藏なりしを安永九
年大坂東河某に譲り東河断絶の後由緒ハ者
より大坂在勤津和野人某譲り受け所持せし
が天明七年丁未十一月十三日龜井家へ納め
たりしものとし函ハ蓋に題せり當時茲矩
幕府ハ所過に満足せざ其人不平鬱勃ハ氣を

高草郡加路
村と池田長吉
領土袋河原
村と交換し
新土布袋村
を置く

此の詞を漏らせり以て真情をおもふべきなり

因幡民談記と曰く新郡司達新領ハ郡内に入
部ありて其の所々仕置をぞいひ附けたるは
高草郡加路ハ浦ハ千代川の末に在り此ハ川筋
邑美高草ハ境ハ加路ハ湊も西郡に付け
るか東の方ハ平砂の所ハ人ハ住むべき
所ハあり代昔より農民漁夫ども西ハ湊口山
ハ麓に家作りてと榎及び棗ハ此ハ湊を自ら
高草ハ郡内ハ付て了る智頭ハ東ハ上高草
邑美五郡ハ河下ハ在り一國ハ要津殊更鳥取
城下ハ川下ハ舟ハ往來運漕一城ハ咽喉也

れを備中守殿(池田長造)我領内よなご度思て
まけれども領をへきかなしいかよも志と欲
志き物を思てれける又武藏守殿方へハ城下
へハ程遠く必領内ノ便よなる所よてもな
りけきバ所望せむやご思てれける處よ亀井
領内高草郡ハ八上郡より井堤ガ、りて思ふ
俣よ水分ざれば年々旱損多く志と新地思ふ
やうよなかりしうバ武藏守殿是を見立ち
あてれハ上郡ノ内又川筋ノ一村を領知し井
堤普請を心ノ俣よしと澤山よ水を入札郡内
ノ田土を治し度思てれける西方ノ望自然
相通じさらむ両方ノ村を點檢ありと替合ふ

べしご約諾あり備中守殿方よりハ八上郡袋
河原といふ村を出されしうで武藏守殿も此
ノ村を請取河原を點し新田を削き新村を立
て袋河原ノ近傍なれば名を布袋とぞ附
けられける此ノ西村より智頭川ノ堰入大井
堤を堀流しければ小河ノ如くなつと郡内へ
懸りける程よ是より郡中水よ乏き事なく志
と農作年々よ倍し免を高く懸けられけきや
も百姓日々よ賑はけり其ノ外高草郡よ荒
きよる郊原ども多ければ此ノ水を取り新田
を削きたゆふ事限りなく新村を所々よ立て
られける武藏守殿かやうノ工夫が及むざる

智頭川を堰入
き大井堤を
り高草郡ノ田
地は灌漑を

智巧ある人にて領内常々百姓を驅出し普請
 をさせ年々田地を仕出せしむ夥しく米穀を
 取り給ふに倍ければ分限よりも富豊な府
 庫の蓄計難いさく武藏守殿より備中守殿へ
 の替地所ハ加路の村を半分切渡したまひけ
 るゆゑ加路の湊西方よりの相持まで鳥取^城下
 の通路不自由なりぬを若し軍國存ど人時こ
 きは過ぎたる要害なしと悦びたまふ事恨
 りなき村も半分伐伐備中守殿より領せられ
 貢租の仕置をさせたまふ
 澄川正彌調書と曰く
 大井手 水路名称大井手普通水利組合

灌漑田 千貳百七拾三町歩

地價額 五拾參萬貳千百七拾參圓

地租額 貳萬五千九圓七拾壹錢四厘

灌漑關係

場所 大字村三十ヶ村

八頭郡河原村氣高郡大和村美穂村海徳

村外一村

千代水村賀露村湖山村松保村以上新村

八ヶ村

水路延長四里

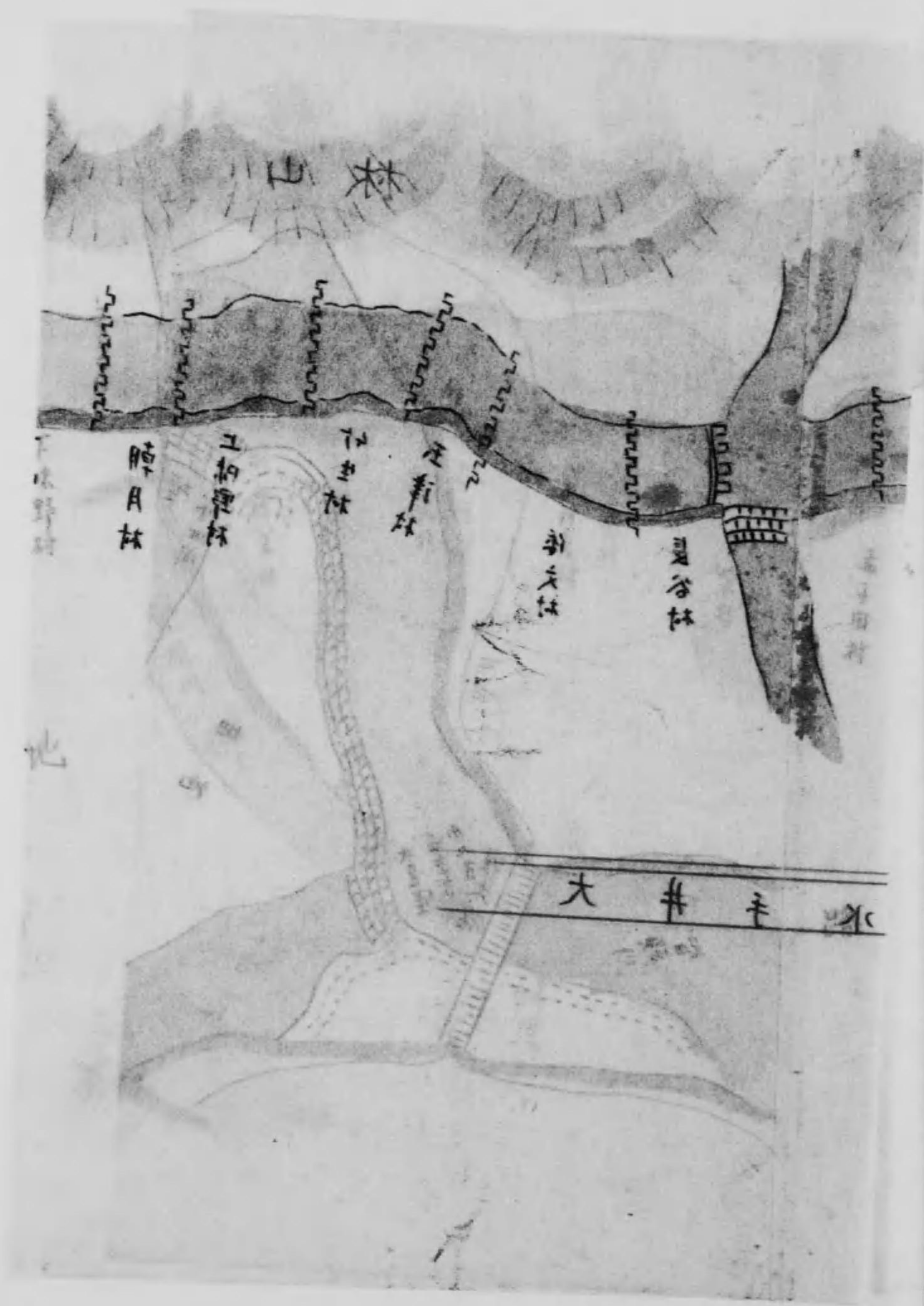
源水ハ智頭川としく八頭郡河原村より井手

筋ヲ分岐せり本水管理者ハ氣高郡長西村重

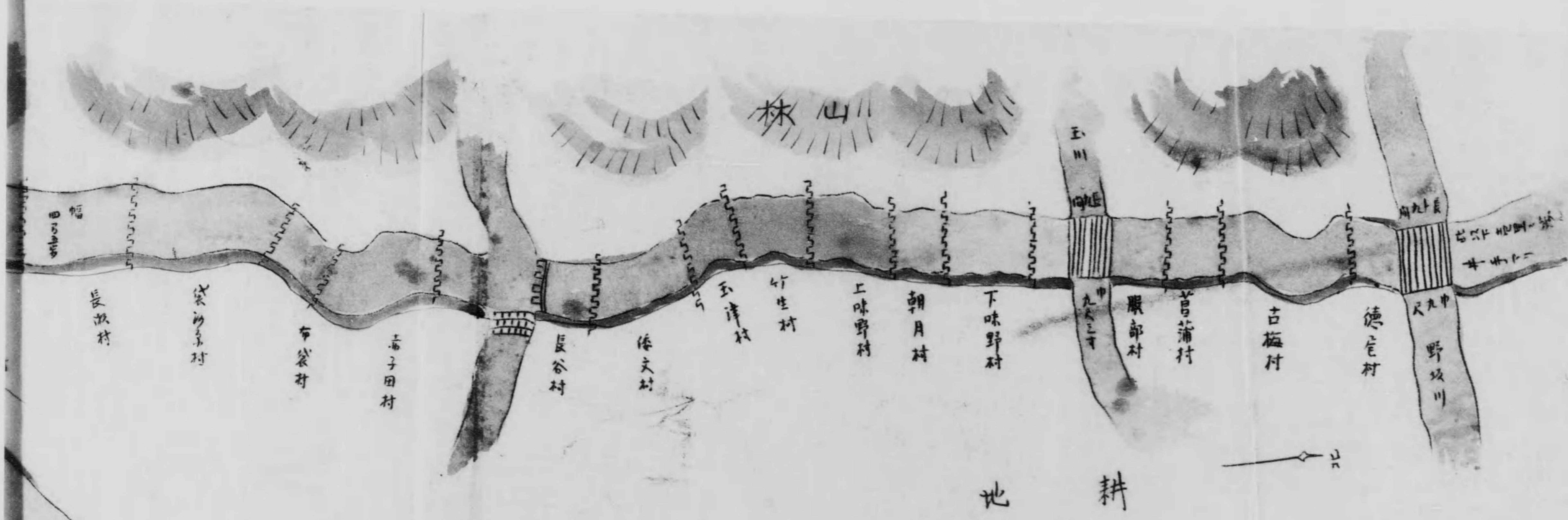
久なり
此の井手と称するハ地方言にして溝の事を
いふ此の井手ハ道月公兼馬より本水路を檢
分し自分の馬蹄と井手を設けしとめしと
て具の馬蹄と水路を設けしとのより所
謂旧藩時代六萬石の井手にして現今にてハ
拾萬石とも成りしなり（大正元年十二月大井
手主任齋藤景談）
道月公高草郡拜領の後郡内を巡視しよまハ
しよ水田少く從來あるものも灌溉不足しか
りしかを親ら數騎を從へ郡内を調査せらる
ること數十日而して馬を智頭川の岸に立て
それより水路とす（お）き地を兼馬の傳通りた

まはしといふ（徳尾村区長岡野岩藏談）

此の水路ハ蒲野部村阪部海徳村徳尾に於て
川流を渡す大樋を以てす前者ハ玉川にて
後者ハ野坂川なり此の二川は共に低くして
附近の水田に注ぐべからば中に就て徳尾の
大樋ハ長さ拾九間幅一間半深さ四尺栗材を
以て之を造る（栗板ハ厚さ三寸位樋を支ふる
ものは長さ二條の桁を用る更に横に梁を用じ
梁より小柱を建り上端と上端を梁を以て連
接す其の數三十三桁を支ふるは川底より四
ヶ所即ち八本の柱を建つ此の柱脚の建ちし
上下約二十間の所ハ徑三四尺の石を以て水

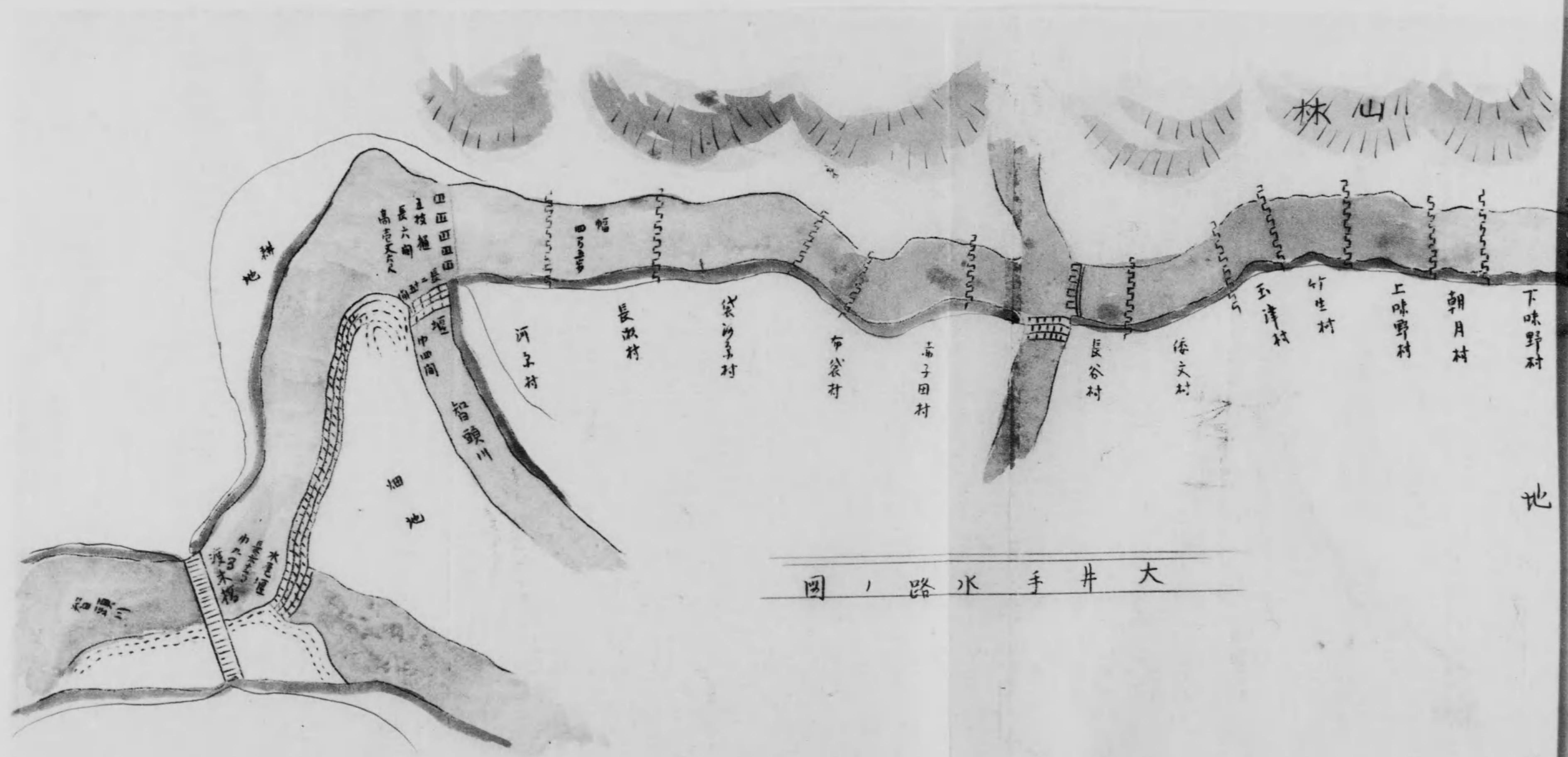


底に甃填せり又樋より水の迸出せる水路も約拾間の間同く石を甃填せり樋の下端の左側面は小孔あり又右は小孔二あり樋の底面は横は木を渡し此の木は激しき水ハ左右の孔は入り更は高二尺位の溝は上る(正強)の視察せし時ハ大正元年九月洪水は少しく破損せるを以て其人上る現状を見るを得ざりき此の大樋より迸出せる水勢は実ハ壯觀を極め徳尾大樋の名ハ遠近に響き行人故らよこしは来りて觀るものあり
 此の大樋の柱脚ハ亀井公創始せられし時の柱より三代目と當きりと(岡野岩藏談)



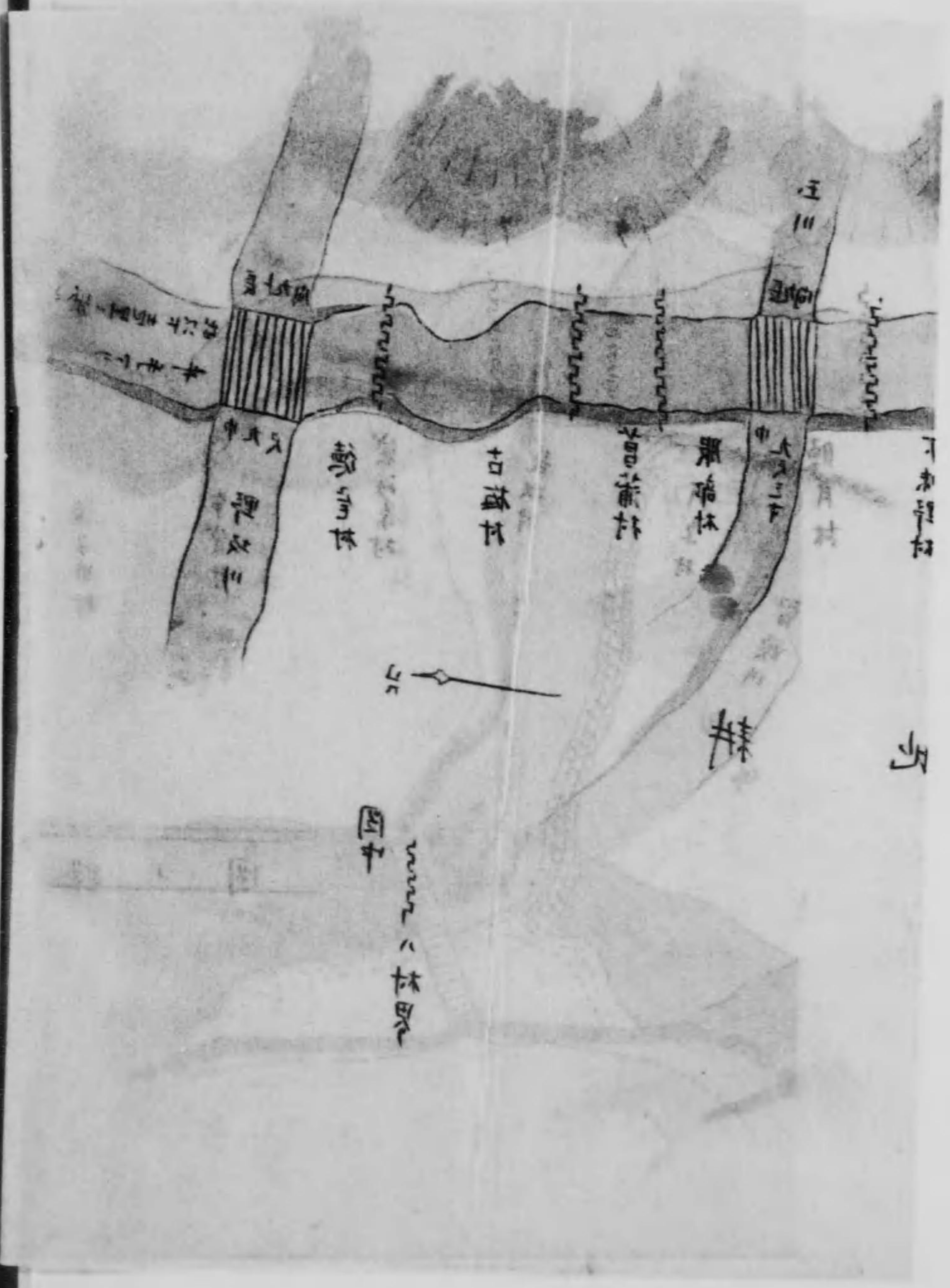
大井手水路図

图中
ハ村界



大井手水路圖

因幡志と曰く八上郡布袋村新田袋河原より
 西に當り八町許り田土の中はあり縁通路船
 場より坤へ二十町あり材の中は小川通て一
 筋町にて左右の家並奇麗あり本方往來の本
 道とし御制札場あり然れども廻り道なれ
 ば下の船と上茶屋の間を直に袋河原へかゝ
 りと壘壩通りを上り下りを尤公事駄送り等
 も此の村へ送るなり當所酒屋六右衛門と云
 ふもの亀井武藏守殿庶奴在城の時江戸往來
 の本陣ありしやいへむ其の頃よりの事なる
 ともや又此の地往古も大川派なりと云や何
 れの世の洪水もや川派變り新地の村落と云



る時の人評判志て彼方袋河原あきバ此方ハ布袋ならんや頓作竟は村名となりしとぞ

茲矩池田長吉
と千代川の流
域を争ふ

茲矩池田備中守長吉は領土相接し千代川流域を争ひ彼我河畔は大隄を築く我隄も高草郡古海村より秋里三島に至る大約二里許なりき土民為は氾濫の害を免るゝを得たり称し亀井隄と云ふ今に至るまづ三百年崩壊せば

因幡民談記は曰く池田備中守殿當國四郡を領知したまひ亀井武藏守殿ハ氣多高草を領知せらる両方郡を境ひて居るまひけりまおの程も異ある子細なかりしが武藏守殿今

度の忠賞は郡数も賜たり鳥取の城をも拜領せんぞ思ひ多まひけるよ案は相違し備中守殿拜領なれば内心妬ましくや思はれけん中よからざりまゝ又郡境の儀は付年々確執深く氷炭矛盾の端をなす邑美と高草も千代川の境なれば此の川の事は付年々西方まひひ合出来争論絶ゆる事更になし近年亦續き洪水志し川の流定まらば西郡へ入組田地多く損じければ其の川除せし備中守殿領内邑美郡より波戸をつき出せば水多く高草へ流れ入り又高草より堰をなせば水邑美へ入り互に負けじ劣らじや西方の領知も此の

川除は費しけり後ハ備中守殿方より橋本の山際より大土堤を築出し川下の山際まで二里ほど間を築られけり夥き普請言詰又絶ふる事どもなり龜井殿の方にも頓て負けごとて古海の村より秋里三島まで向ひ合ひて高土堤を築おきける其の後又邑美郡國安村の田地は付西方は大なる争論出来しけり元来此の所も高草郡の内ぬき川より西はあり志ふ前代何れの時の大水はか川の流定まらぬ志て西方方を水突切りて流きしかば村も其の東の側は築き邑美郡に入りしけり又其の後近き頃川筋替り國安村の邊まで川

南方は分き中へ高二百石計の田となるべき大きなる島出来けり然るは武藏守殿より此の別れなり西方の水筋は近年はやうに流き行き高草の地をつき通れは此の島ハ高草の内なりと論ぜらる又備中守殿方よりハ東方入り分れし水ハ既後ハ事なり其の上此の中島ハ元来國安の地内にて中古より此の邑美の分より高草へ付くべき子細なにと彼方此方両方の争論多端なきハ事濟むべきやうなきよつてさらば公義へ申上檢使の判断は任せ一決すべしと人事はかりし西將より江戸へ言上せられ此の旨を願われけ

きハ上使西人下着ありと釜の口ニ宿し多
ハ西方ニ奉行人共人口上を聞届けきて國安
へ来り所ノ様子を見及び近邊村々古老ノ百
姓を呼集め往古ノ傳來を聞届穿鑿吟味の上
を以て備中守殿ノ利運ニあるこれヲ依て今
ニ此ノ處國安村ノ田地等なり也武藏守殿方
ハハ相論ヲ負け音もなし備中守殿方ハハ
悦び多ゆふこと限りなく家中ノ侍誰かある
此ノ事を歌よみ狂言綺語を以て取沙汰せ
るや仰せけきども誰かいに出る者もあらず
けりよ奈佐日本之助やいふ侍一首ノ狂歌を
奉る

武藏野ノ高草原ニ水出で、渡りかぬる
鹿人なくこゑ

備中守殿殊ノ外感じたまは褒美ノ餘り五十
石を給りけりかくて西方ノ郡主爭論ノ後
リかよき矛楯なき多し使翰往来ノ義を
絶し千代川を切り往来せざりしを西方ノ
科ある者亀井^殿ノ方ハ四郡ノ内へ逃げ行き
備中守殿ノ者も氣多高草へ行き隠れて心安
く住居けり此ノ川半分渡り過ぎぬれば最早
たべまやうなく見遁しと置きまぢる然きバ
下劣ノ諺も千代川を辨けて極樂川といひゆ
けるや備中守殿も江戸駿府參勤ノ上下

一龜井殿の領地布袋袋河原を通り多由事
心悪くや思てれけん圓通寺一ツ本ニヶ所
渡を越え多由て比山際道を開き嶮所を凌
ぎて通られ上方通行致されける
因幡志高草郡安長村の條は曰く徳吉村の北
に隣り田の中あり千代川の西端より四町
計り西とて伯耆海道より鳥取城本より十七
町二十四間を云へり其の間は千代川舟渡に
あり田の島村へ川越八町湖山村へ三十町余
あり此の川涯の高堤ハ龜井武藏守殿の普請
の跡より上は古海より下ハ秋里の三島に至
れり其の濫觴を尋ぬるは此の辺より此の千

代川を邑美高草西郡の堤を昔ハ川の両方
より水々けなく洪水出来まきバ河脈定まらば
西郡の田土は流れ入る水損大方おら其の
頃邑美郡ハ池田備中守殿領内なりしが川筋
所々堰埭を製へ石垣を築出されけきバ水
脈高草の方へぞ入りける武藏守殿支へた壩
をせきける程は次ハ水又邑美へ入りたりけ
れバ其ききり互は負けを方らばと西方此の
川普請は隙なかりけるが後はハ備中守殿よ
り橋本村の山際より大防河壩を築出に田野
島村の下も外まきまど凡そ二里許りの間築き
廻されけきバ龜井殿同おく之は向ひ合はる

茲矩湖山の
池を開鑿
す

で築かれける双方此の川筋の租税此の川普
請に賞え希りとぞ此の事又就いて西家の言
分多端より遂に矛楯の志をなしけるが幾
程もなく西郡主國を去り給ひて今も跡なき
昔語り堤の残りにて末の國主の幸なる鵜
蚌のにぐるも漢人の利と云ふべきもや此の
昔の跡を傳へ聞き轉衰感慨の泪留めがごと
く民談記又書きけるも理よぞ覺え希し
茲矩より高草郡湖山村ある湖山の池を開鑿去
て海に濟決せんを欲せり而れども池水面より
低く去て其の功を完くせむること能はば僅に池
畔數頃の田圃を得きと云ふ此の土工は元を古

鐘を發掘し其の底出鈴木某を認めり以て子々
寫す

湖山池ハ氣多郡元高草郡の北端にあり雅人目し
り霞湖と稱す湖山松保大郷末恒の四村に互
り東西三十三丁南北二十二丁周囲三里二十
六丁洞谷其の他の諸流注いて湖中に入り湖
山村の新川湖水を排いて賀露港に落つ北ハ
堆砂を隔てて日本海に接し三面ハ多く山を
繞らせり湖中にも青島つぶ島鷓島等ハ七島
あり青島湖中七島の内最大の島なり
因幡民談記に曰く亀井武藏守殿元來尼子の
衆より湯新十郎といひしが山中鹿之助の厚

恩を受け生立ち鹿之助の差圖を志す雲州侍
亀井某の娘鹿之助の爲はハ継子なるを呼迎
へ妻女とし亀井の家名を譲りけり其の腹は
男子一人出生あり鬼太郎と名付寵愛限り有
りり希るは七歳より早世なり二親の歎き
大方おらば其の後奥方ハ上方は住みて後ハ
尼や本王延壽院と號し亀井殿の育より久志
く京都は居多由ひける備鹿野より妻も多か
りけりが多胡宗治右衛門が息女を正室と定
められ希る此ハ宗治右衛門ハ武藏守殿の爲
まハ伯父なりけるとや此の息女の腹は男
子出来給ひける大小丸々名付け家督は立す

かしづられける後ハこれを豊前守殿といハ
ける其の後子も多く出来給わざりけり内
々ハ子をほしく思ひ給ふ處ハ一人ハ子を尋
ね出し給ふ其ハ頃武藏守殿高草郡を新志く
拜領志給へば郡中所々普請をさせ給ふ湖山
の池水を海へ落し池の廻り干上りなば田地
はせんと^黙論し伏野の濱近く長者屋敷の辺
を沙を掘り上水を通じ兩郡ハ百姓を家々ハ
役をかけ此の所を掘せらる此の池の邊何方
も皆大沙磧より掘上げぬれども其の跡もな
く頓て埋れけるや一日掘通じ水漸々通れ
ども風少し吹きぬれば夜中よまよ風吹入り

池底より古鐘
を發掘す

翌日悉く埋りけりされども大勢入るへく掘上れを水少しづつハ行きけきども池の水低く去り落つる跡ハあるりけり此の所を掘りけるは不思議の事ども多かりけり池の水口をき、へ水を通さんとなしける所は池の底より釣鐘一つ掘出を取揚げて見ければ布施の城下なりし時仙林寺といふ寺の鐘なるよし銘を明らるる記しける昔大乱の時此の池の中へ隠れりや置きしけん頃とこれを鹿野へつかせし幸盛寺に掛けられける今も彼の寺に傳されり其の後まゝ砂の中より大なる瓶を掘り蓋念頃にして有りければ中

を見る者もなく目出度ものあるべしと此の旨を注進すれば武蔵守殿殊外悦喜ありし瓶の廻り注連を引き普請を止め人歩も祝の酒ども給たり鹿野へぞ送りける金銀錢など埋みし壺ならんといひければも何たるものみや有けん其の後沙汰もありけり斯くて西郡の人歩ども大勢入替く掘りけるが或る時武蔵守殿も御出ありて普請の跡を見ておはし辛う一年十五六なる微弱の者大勢の中は打ち砂を持ち運ばける年足らぬ者おれは甲斐敷もなかりけり奉行の者念りつ、竹杖を揚げおちける武蔵守殿見

給ひて此の童も何れか所より出でける者ぞ
と問ひ給へば氣多郡鈴木と云ふ者の子なり
とぞ申しける此の者は普請を止めさせると
て親の方へ歸されけるこはいふなる事ぞ
て不思議の思ひをなしけるみそれり此の
子を何某とかやいふ家中は預けられ衣装を
改め形振を作らせ座拜立居の行儀をならせ
せ頓て對面し父子の名乗をせられける竊は
是を探り聞くは情を通じ給ふ思ひく懐胎の
ことありけるは空知らずは百姓は給むり百
姓の許すは産をなし此の子出来りたれども
彼の百姓の子となし掣鉢を取り居りけ

るま能く此の事を聞き給ひ御子少く在しけ
まきば取立てむやを思ひはゆい其の器量をも
見給むん爲めは此の普請は出させて余所な
がら見られつゝ頓て子ぞせられける其の
後ハ御子息の御もてなして家中の侍も用
ひ尊敬志けりより器量殊に利發は見え落さ
るゝ方もなかりけり大小丸たり八年も長た
れむ家嫡もと思はれけれども慥ある後見
もなかりけれむ終は庶子となり後ハ鈴木
八郎左衛門と名乗らせられける亀井が一家
との儀なりとかや後み知行千石を宛行ひ居
住を長寄は安くさせ異國船賣買の總奉行は

庶子鈴木八郎
左衛門

氣多高草の
郡界を定め
新田を開き
津村を
置く

せりきけり長崎より遊女を妻とし其の後丹
男子三人出来去るハ八郎左衛門死去の後跡
を継居りしは彼の母石州より昔の身は馴
りりける花鳥の風情を忘れぬ下人共と打
交り不義の事ども弥増み下人を連れて逐
電す其の子も不行義のみ多けきバカやうの
賤敷者の子侍とハな之難しと亀井能登守
殿の代は残りぞ追放せらましかむ身置き
所なき倦み出家山伏の有様はなり伯耆出雲
當國の間は漂ひけりや聞えし
茲に内海村に於て氣多高草の郡界を定め奥内
海の湖水を排除して新田を開きまじ古海村よ

至徳尾川を堺と徳吉と干代川との間は新く
一村を置きて雁津村と名く
因幡誌は曰く高草郡内海村ハ伏野村の西宇
津見が鼻を堺と海濱にあはれ但し民家と御熊
谷の口は属して伯耆海道より山手へすざり
り地理誌は自伏野濱路十一町三十間其中
岨道一町十四間廣一間海風起るやきハ則怒
浪没道故行人登山而往此道二町四十七間廣
一間とあるは此の宇津見が鼻を云へるなり
今ハ沙漠堆積して岨道もなくなり濱路往來
自由なり但し宇津見が鼻の絶涯高く行人之
を仰ぐ石所々はぬけ出墜かりりるきまあ

石分坂

やうし此の上の道を古惠牟太坂又戀坂或ハ石分坂ともいへり昔も此の嶺を氣多高草西郡の堺とせり古き郷村の記録も内海も氣多の郡内もありて末恒の保は屬り舊事記も謂ゆる白兔の神跡及び氣多が寄於岐の島等今も傳へて當村傍爾はあれは上りて世より氣多の郡内ならんは何の世其の界紛乱にけりまや想ふも旧志も事ども聞えず土人口碑に此の石分坂といふも亀井殿鹿奴の座にけりまき此の坂中は石を置きて兩郡界の誌志とせられしより石分の名生ぞといへも其の頃まどハ氣多郡なる事明くなり然れば御

國換前後高草傍尔となりしなるべし又此の村以前ハ此の地はあらば是より谷奥今ハ奥内海といふ處其の旧跡といへり昔も此の谷の口岩石そむおちめぐりて御熊谷の流を湛へて湖水あり志を亀井殿の時^後が岩石を切落こけきバ湖水一時は流れ落ちり其の跡皆新田となれり其の時谷奥より沙石を突き流去り濱手ハ忽ち石河原とある今謂河原土居是なりまきまも沙滿つきを海水内に入り田土はそまぎけりゆゑ湊の口ハ大樋戸を造りてこれを防ぎけり今木戸土居といふ其の故なり然るま或まき海風大は吹起て一夜の中は

沙濱^漢を積^レて昔の地形跡なくなりぬ其の時奥
内海に觀音堂ありしが堂も佛も沙は埋^レて今
に至^レて其の跡知れぬといへり其れより奥内
海の民家を濱手より出^シ新^ニ一村をなせ
り是れ今の濱野津見とて是を本村と昔の
本村奥宇津見と今民屋僅に残りて三四軒あ
り
高草郡古海郷雁津村鉦塚古海村より徳尾村
を堺^テ徳吉と千代川との間とあり今も民家
も亦く雁津河原といへり村落となりしも旧
き事よあらば龜井武藏守殿當郡領地の時徳
吉村の古名を鶴田といひけき^バ其の並ば^ニ

あきを雁津た^ッべこ^ク龜井殿名付られ^レこ^ト
し民談記に見ゆ其の後新田やあり民家かぞ
ふる程の^ニ小村ありし^ニおや、もされ^バ水難あ
りて村民住居なりか^ク近年皆安長村へつ
ばみけ^テ或説は雁津や^ハ此の川下は雁金尾
といふ山あり其の川上なれば雁頭ありとい
へりされども以前より雁津と書き来れるも
隣邑鶴田といふは據るといふ民談記の説尤
も理^ニ於^テ叶ふといふべきもの歟
ま^ニ氣多郡^ニ於^テも澤水を放流志^ス新田を拓
き新^ニ澤田村を置き姫路村の支村と名け^テ
姉ヶ泊といひ姉ヶ泊と姫路との間の坂路を鶴

氣多郡
沃田村を
置く

見坂と称し其の坂下の田圃を鶴田と呼ぶに
多く茶樹を栽培し其の所は玉川村の名を遺
し母木保樽谷を酒津と改めまた北河原村は政
所の跡を存し西青屋は亀井畷あり

因幡誌は曰く氣多郡勝宿上ノ郷湯村切通藥
師堂の後。の畑地より山は登れば両崖屍風を
立てると如く切抜きより此の所ハ勝山とい
へる古城の迹ある山の尾の末あり昔澤田村
の邊より湯村までの前後大なる澤なりしを
亀井武藏守殿其の澤を埋めて新田とせられ
ける其の時此の所~~を~~切崩去り土を取りより
跡をさはいふなり今の古町の下手より埋出

し平地となし一條^子樹を作し新田と號しけり
古町ハ三ノ湯の前より長泉寺の方へ通れり
一條町の名より昔の村落なればなり古町ハ
年貢地より新町は八年貢を知らばこれ其の
時々の定のといへり

勝見名跡誌は曰く澤田村高九十石湯村より
北の方砂山の下はあり一軒屋を澤田村とい
ふ亀井武藏守殿の時代は八大いある澤あり
ありけるは其の澤を埋めて新田とせられし
時よまじめり此の村家ハ出来よりあり其の
時の村の名は何やといひけん沼澤を埋めり
新田とせられし所は出来より村なれば昔よ

リ澤田村と名けらるならん
 薬師堂のうしろ陸田^{ハタケ}ある所より山を登れば
 山を切越き西崖屏風を立てたる如き所を
 切通しといふ昔ハ今の澤田村と湯村との間
 まで大いなる澤ありける亀井武藏殿氣多
 郡を領せられし時此の澤を埋め新田をな
 すべしとて勝山の尾の末を切りくづし其の
 土を以て澤を埋らましなり其の土を取りし
 る跡を切通しといふ
 因幡誌に曰く妙ヶ泊村八幡の西十五町海濱
 あり下原より十二町下なり伯州海道より
 母木新^新地^地り三十九町二十四間をいふ濱村と

三十一町三十六間といふ其の間は勝見川
 あり廣さ五間砂川より徒漕り海濱に短尾
 といふ小山あり濱村と當村とカ塚なり村と
 り直み坂へあり是を鶴見坂といふ坂の長
 き打越四町餘地理志に二町三十五間西へ越
 ゆきバ姫路村へ通す土人口碑に妙ヶ泊ハ本
 姫路村より別れたる新在家あり亀井武藏守
 殿ハ時より村名ハ事を相窺ひ奇きバ郡主當
 座より姫路より出下るなれば妙ヶ泊を呼ぶ
 べしと申されけりとて往来人人ハ妙ヶ茶屋
 ともいふなり
 鶴見坂妙ヶ泊と姫路と人間にある坂の名な

鶴見坂

リ久志き名義はあらず里諺は亀井武藏守殿
此の坂を通りよすふとき山下田土の中は鶴
の教多下り居ければ是を我領内豊饒なりん
事ハ佳瑞あるべしと悦ばすハ今をり此の
坂を鶴見坂と呼バ鶴の下り居ける田を鶴田
と名づくべしとありしをり其の名を称せり
いへり其の以前ハ名ハ何といひけるまや傳
えらば

鶴田

茶樹を玉
川村に植

玉川村鹿奴ハ西六七町玉川の西ハ平地ハ
り以前も玉川と流砂川との間ハ中洲ハ在り
この孤村あり其の地見渡し一町餘長さ四五町
ハ河原なり昔ハまども廣かりしや年々

洪水ハ川脈定まらばいつ去る土地狭くな
りしを近年民家を川より西よりつせりな
り玉川は梳砂川と源を一つと河内の谷を
り流き下り當村の上を分れ二派をなす
東野の方へ流るは流砂川恒河といひ西へ
分るは玉川と云ふ村の下を流一つは
合ひて坂本の谷へ落つるなり玉川といふ川
高草郡にもあり當所の玉川は旧去き名義は
あらずといへり民談託は曰く亀井殿此の辺
の山は多く茶を植ゑりたり唐の世の詩人
廬全茶を好みて茶歌を作る殊更一世の名詩
なり廬全自ら玉川子を称す此の名ハ字自ら

茶ノ所産ノ地ニ合ハルモ面白ク侍リ或モ
亀井殿茶を植ゑられし後此ノ名を改めつけ
られたリといふ人もありと以下又雲龍寺ノ
誌録ニ此ノ所以前モ森川原といふ雲州玉造
とリ善四郎と云ふ者来リ住モ武牧彼モ不為
めニ茶園と云ひて與ヘ志ハ其ノ園今田とな
る然ども元采畑ナリ故水道ナシ玉川先生ガ
歌ニ曰ク平生不平事向毛孔散ホト玉川と号
すハ武牧以爰云爾事なりと託セリ
母木保酒ノ津村母木坂ノ海手ノ谷隘ニあり
但モ坂ノ半途ニ分れ道ありテ其モ々リ通ズ
ト三町許リあり母木々リ東ヘ八九町海岸

通津

ノ岨道を往来モサキども海荒けキバ怒浪路
を没シト通路を絶つ且つ其ノ土地隘ク山腹
を切平志ト段々ニ家造リモ専ラ漁獵を業ト
セリ此ノ地旧モ樽谷といふ亀井武藏守殿郡
主ノ時海邊ニ谷トハ相應ナリ樽ノ縁ニ依
テ酒津と改名ありしやいふ孤村なれども荒
磯ノ風景奇勝ナリ
勝部中ノ郷北河原村山田ノ向フ七八町木谷
ノ面側ニあり亀尻ノ出村河詰といふ在所ニ
リ八町上也村ノ上ノ山を西ヘ越ゆれば絹見
保絹見村ヘ通ズテ十八町ト才當村百姓五郎
兵衛といふ者ノ屋敷モ亀井武藏守殿ノ時ノ

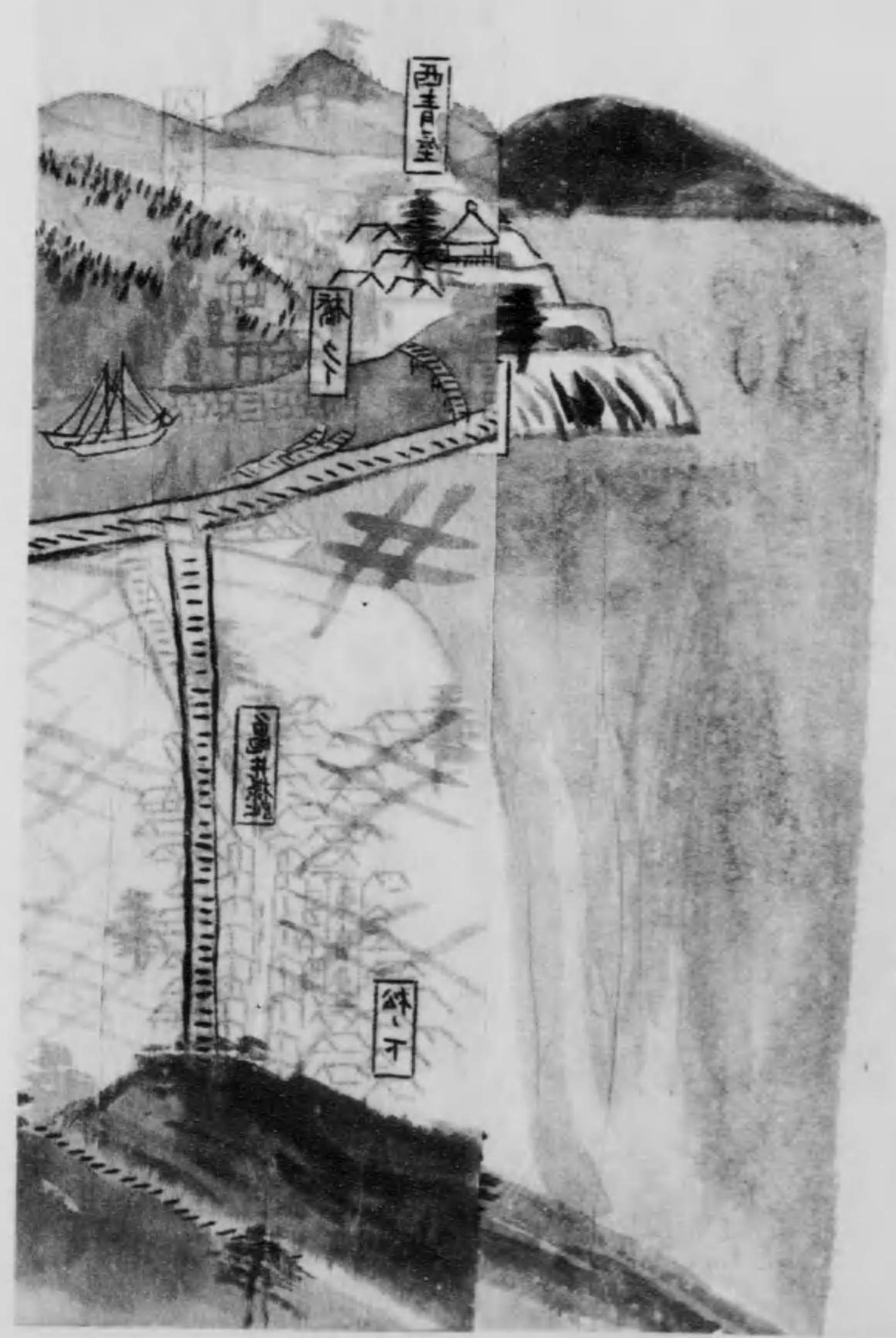
亀井家ノ
政所

龜井略

政所ありしやいへり然る所以もや龜井殿自
 筆の掟書杯彼の百姓今も持ち傳へる
 拾遺鹿野故事談に曰く武公時西青屋民家一
 處女殊色あり公密に之を通じ狩獵に託し間
 行去り數其の家より到り其の路毎に東青屋を
 経る或は以て公邑民の株林を歌ふこと或慮り
 養合坂の麓より西青屋に到り捷徑を作り爾
 後來往由之と云ふ今龜井殿と号する路是なり
 中或曰養合郎平兵衛者の家飯器一枚短剣
 一把あり是も武公の賜與する處なり武公青
 屋に遊ぶ時必此の家を憩息すや云
 因州道中託

又化八年正月十日曰く青屋山二宮
 尾寄喜勝者

青屋



龜井殿

政所不リいざいへり然る所以もや龜井殿自
 筆人旋書杯彼ノ百姓今亦持ち傳へる至
 拾遺鹿野故事談曰く武公時西青屋民家一
 處女殊色あり公密之に通じ狩獵し託之間
 行去り數其ノ家ノ到り其ノ路毎ノ東青屋を
 經り或以て公邑民ノ株林を歌ふこと或慮り
 養合坂ノ麓より西青屋ノ到り捷徑を作り爾
 後來往由之と云ふ今龜井殿と号する路是也
 一中把あり是武公ノ賜與する處なり武公青
 屋ノ遊ぶ時必此ノ家ノ憩息すや云
 因州道中託又化八尾寄喜勝著正月十日曰く青屋山ノ宮

青屋



青屋



此の驛へるゝ少し手前橋あり少し下り
 と茲矩公御代りけさせくま橋の橋柱一本
 水底にあり此の杭は人障りこきならは同所
 右の方畑の中道何と亀井様繩手といふ茲
 矩公西青屋へ御狩り節青屋を御除御通行の
 繩手^リニ^十九^丁といふなり此の所より養合坂^坂
 下つゞく九^方一^八幡宮あり茲矩公より
 社領壹石四斗御寄附有^之由
 當村長尾山へ茲矩公御飼鷹被^為養^候事有^之
 其の後今に至るまが雨の羽は御紋所頭子
 鷹一羽宛不絶居右近辺之獵人ども稀は八見
 かけ候事有^之由

千代川の水勢
を利用して土
砂を排除す

武藏川

茲矩治水の法は於ても大に講究を了所何れ千
代川の水勢を利用して土砂を大海に排除する
の方法の若きも其の最なりとす母木の海に至
坂本谷へ漕運の便を完るんを欲する河内川の
水脈を變じ玉川村より宿村を通ず故に武藏川
の称あり而して千代の河畔に亀井堤の称を遺
えしことハ前記するがごとし

因幡誌に曰く千代川源ハ智頭郡駒遠山と
流す同郡大内村より芦津谷へ北俣川と一
派となる北俣川ハ三瀬の流下なり是より大通
山へ水脈より尤大なり次は柳山の流す或土
師川といふ本所村よりより一つとなる以下

新野見川安藏川佐治川赤波川等用瀬驛ハ上
下より共々合を八上郡に至り散岐奥田ハ川
及び八東川高草邑美法美の敷流所々々落
合ハ末ハ加路の湊より出づ其の長流十二里餘
なり千代川といふも高草以下の名より八上
以上を智頭川といふなり後徳太平記に千谷
川と書けり或説に千谷川ハ一國數郡の谷
々の流下皆此の川に衆流志より廣河となる千
谷の名義此より起るといへり其の理尤通ず按
ずると陰徳記に天正年中吉川駿河守元春當
國より所々合戦の事蹟を家臣香河兵部少輔
春繼自らの記録を其の子香川四郎兵衛正矩

昨木集編志より京都カ一族沙門梅月堂真宣阿
と興へり補遺去ける通傳の書といへむ當時
ハ千谷川と書けるよや土人セムダイ云へ
る哉文字と受けて千代と書き志も知るべし
り代々れども千代の字義も亦上世何なる故
有て用ひ来るも知るべからざれば今これ哉
改ひるよ及むざる歟其の外泉臺又千體等ハ
説あきども擧ぐるよ遑なし凡そ一州ハ川脈
ハ南より發志て北よをさする又させる大河
ホシ千代川を國中第一ハ川と云
○按ずるよ此ハ千代川の流末に於て其ハ水
勢哉利用し土砂を大海に排除するハ方法ハ

全く茲矩の意思を基くものなるが此ハ方法
を今を距ること三百年前の事業ありと雖も
自ら今日の學理に適合を鳥取縣に於て嚮き
よ土木技師を派し調査せしめ又外國人よも
謀りくることあきども皆茲矩の畫策以上の
設計ハ施すへき由なしといひよ其の方法ハ
良好なるを責證せしむといふ
因幡誌に曰く鹿野川源數流あり氣多郡坂本
郷今謂殿鷲峯山の後南矢原河内より流れと
鹿野の西の口をめぐり恒河と云ひ或ハ流
砂川とも云ふ又北ハ麓水谷の流下を跋提河
や云ふなり恒河ハ鹿奴の西よ二派に分れ

了西の一派哉玉川云ふ末たま恒河の
げみ跋提河と一つなる其の所を落合河原
と云ひ其の流下哉武藏川とも云ふ又野谷
の水脈を羽田川といふ戸島山寄の邊に本
川又一つとなり二本木坂本哉経て母木の西
の濱路を横ぎりて海に入ること総名鹿奴川
なり或ハ坂本川とも云ふ其の所々をみ
唱なり昔恒河の水脈を河内より鷺峰の山下
を経て直に勝見郷に流れて濱村より海に入
る是より天然の川脈と聞えり慶長中亀井侯
當郡主の時母木の海より鹿奴川へ船を通さ
んとの目論ま恒河を鹿奴川に切落しとす

今恒河の支を勝見川といふ是より昔の本川脈
をいへり彼の落合河原武藏川の名も其の時
よりいふといへる
同書に曰く土人口碑に河内川昔ハ勝見郷
に落ちけり哉亀井殿の時母木の海より坂本
谷へ船を通さんとの目論ま因て玉川村の下
より宿村の方へ切落さる故に武藏川とも云
ふや落合河原も其の時より名と聞えり
澄川正彌踏査南見誌に曰く河内川の流域蓋
し逢坂村現今名勝谷を経て濱村へ流ししを
鷺峰山ハ山脉讓傳寺山の野嶽を切り断ち宿
土居を経て宝木に流しとるものなりん當時

船ハ土居迄来りし由此の水路を替へられし
ハ要害を主眼とし併せと荷物運漕の便を削
きしものありん今も勝谷邊の地下まは砂礫
あり且大正元年九月の大水ハ勝谷へ向と奔
流しより以て旧川域よりを推知すべきな
り

鹿野川は往昔讓傳寺の西南ハ山端より讓傳
寺の後山の裏を流れ鹿野の町尻今市のあま
りより現今の川となりしを土手を旧川に築
き讓傳寺の前は新川を掘り水路を附け替へ
たるものあり今尚ほ逢坂村は其の堤防の跡
あり亀井堤の一部ハ大石を以て築きたるも

の今尚ほ其の形を残しありや古老いへり
水谷川ハ鹿野城山の東にあり其の上流の西
岸は亀井土手あり長さ五十間幅三間或ハ七
間にて椿の古木夥多あり俚俗椿原といふ大
正元年九月廿三日の洪水も堪へとれある
所為め大水を免るを得たりや水谷に
住む安富寛兵衛氏の談なり

亀井波止 澄川正強いふ現今の国道千代橋
の少く上り山陰本線の鉄橋の柱の立てあ
る所はあり長さ約十五六間上端の築き出し
五六間位の水除なり古来崩潰しよるこをな
く能く千代川の氾濫を防ぎ下流高草郡の水

茲矩抄紙製蠟の業を奨
又朝鮮の柳
樹を移植し
人參を栽培
する

害を免じし

茲矩抄紙製蠟の業を奨め杵楮を栽培せしめ勝
部郷紙屋村に製紙の業を創始し又朝鮮の柳樹
を移植し人參をも鹿野に培養せり

澄川正弥踏査聞見誌に曰く
紙 蠟 武州公の奨励せられしものを楮

ハ山の麓等に植ゑ杵ハ荒蕪地若くハ土手等
に植ゑたるものなり

武州公時代紙漉の事 勝部村大字紙屋村ハ
武州公の時代は公の奨励して紙を漉き始め
こもめなりや漸く中頃衰へしが三年以前
三年より前より更な漉方を盛んにせり蓋し

氣多郡中より於る製紙の原始なるべし

因府録に曰く龜井武藏公朝鮮より柳の木を
取寄せ鹿野へ植ゑさせり此同じく人參も取
寄せ同所雲龍寺の後ろに植ゑさせたり小鷄
ヶ島の人參も龜井公の植ゑさせ給ふや云ふ
云々

氣多郡湯村
温泉の地祖
を免す

茲氣多郡湯村温泉の地祖を免すと病者浴治
の便を興へし高草郡湯の郷吉岡村にも龜井
殿湯の禰を存せり

因幡誌に曰く氣多郡勝宿下の郷湯村重山の
下も八町あり西側は屬す但し伯州中道より
五町餘南に入る所なり温泉有る勝見の湯

鷺湯

ヤ称す鷺取より行程四里半なり
此の地温泉いつの世より始るといふ事明な
らば土人相傳ふ往古此の邊大なる水澤あり
之時或日白鷺一つ片足くじけよるが飛来り
て澤の辺より下り居て動るが日を経る事十五
日をぞ経けりが其の足癒て忽ち快鳴去り飛
び去りぬ其の頃今の古町のありり村落あ
りて民屋終るよそふるむかりありしが村
民怪み疑ひ往いて其の所を見り果てて温
泉の湧出せりありやふてこれを湯池とふし
辨けり鷺湯といふ是れ此の温泉の起原なり
や其の後中古の乱逆郡縣を争ひ奪ひ村民離

散り湯池も名のみより尋ぬる人も無り志が
近世の郡主龜井武藏守殿彼の澤を埋めて新
田となされけり其の時湯井の辺の地免をゆ
るしよまひ志るば近縁の人来り栖居を造り
ならべり其の地を新町と辨しけき昔より
ありつる方哉古町と呼ばけりとぞ其れより
湯地も教その自國他國の人来り集り湯浴昼
夜よゆる間もなく賑ひの地となれ事今并
及やいへり

湯井五個所

一之湯 湯壺廣五尺四方なり湯脈薬師堂の
下の岩下より湧出づるを陰極とてこれをせ

了尤底より湧出づといへり湯色至て潔白
 かり
 ニ之湯 湯壺の底より湧沸せり一之湯をり
 あつし少し硫黄の臭ひありと湯色清るら
 ぬ
 三之湯 當所何れか湯をりも熱し以上三湯
 を留湯とて諸士の外湯浴をゆるさば浴室
 常に錠を下し鑰役ありと鑰を預り順々
 これをまもり故に錠湯をいふ
 入のみ湯 二之湯と相並て湯源も一つなり
 外之湯よりも吹しあつし以上四ヶ所古町
 あり

鷺湯

新町にあま當所温泉起原なり今ハ當
 村土人の入じみ湯をす以上五所なり此の
 浴室の壁間貼する文言み曰く

おぼへ

- 一此の湯の内へ往来の者土足よて入べら
 ざる事
- 一やねらへ仕候もか顔手足能洗ひ入申べき
 事
- 一悪病の者弗可入事

以上

月 日

又此の湯少し西の方民家の後より一ヶ所あり

て新湯と號を是も寛延年中開基の湯と當
所五ヶ所の内はあらば
炬が石 一の湯の中はあり遍る青白の斑
石 長一尺七寸許厚四寸余一尺とれなり土人口碑は
是も亀井武藏守殿幼稚の御息女を誘ひ此の
湯に入りし時湯壺深く去り御幼女湯の
中より立ち去る事ならば亀井殿如何も去
るとや思はまけん浴衣のましま茶屋の縁
端にあまける踏石を携へ其の傍湯中へ去つ
ぬ御幼女をしり其の上は立たまめらきたり
きりやてハき程はありしうバ亀井殿今よ
り此の石は炬が石なるぞや申されけるやな

ん其の事を傳へり今もそは云ふやいへまき
る事もありしや天明の中頃石州津和野の
家中細尾氏が妻近縣山の宮村の百姓覺兵衛
の家へ止宿の折節此の湯を一見し炬が石と
云ふも今もあるやや向ふ村紙云々の事答へ
りしはかむきては此の石なるやと懐古の
涙を催しきりやぞ

石面の筆跡

亀井氏の筆迹 亀井武藏守殿湯治の時今の
御茶屋の庭に築石は温泉の二字を書せられ
しといひ傳へり庭の岩組の大石と大石や
の間の奥の切崖の如くなる石面はあり文字
の大きき三寸許あり然れども二百年許以前の

事なれば字形明くハみぶくし水をそいぢか
くれバ温泉ハ二字有りや無しヤハみゆ只此
ハ二字許ハヤ此ハ外ハありしも知るべから
バ

勝見名跡誌ハ曰く古老ハ言傳ヘハ武藏守殿
ハ筆跡御茶屋温泉湯村ハ御庭ハ内ハ石面ハ
ありト昔より此ハ里人も耳ハ觸キテ知りト
事ながら誰ハ吟味志ク虚實ハ證據を見届
くる者ナク去ル寛延元年八月勝見ハ入湯
志スル沃屋甚助ハ茶屋ハ寄宿志ケル一日此
ハ事成甚助ハ尋ねられバいハも以前より
左様ハ聞キ能及ハくれども終ハ見ざるヤい

ふ一座ハ和田柳軒といヘハ醫師ありテ我等
モ去年ハ春御茶屋ハ番人を頼み御庭ハ内を
見けり御庭ハ前ハ薬師堂ハ下マテ大なる
巖石を積合せル様ある其ハ中ハ少志キ水
ハありあり何れハ石面ハハ筆跡ハあるヤラ
ハと残る隈ハ念を入れテ尋ねられ本人ハ
目ハかハらざることト己リなれ大石ハ大
石ト付合せル其ハわざハ奥ハ切崖ハ如
キ石ハ面ハ是ハと疑ヒキ所あり水ハかけ
テ其ハハるけハある中ハ見られバはのハ
文字ハハつ見えハり字ハ大ハ三寸許ハハ温
泉ハ二字ト見ゆる年久志キトヤホれハ筆畫

ふしうならび心を付けるとくを見まば成は
どくすくを見ゆといふいざさらを見て後か
咄なり即ち柳軒を紫内者頼みて一覽すべ
しといひて座中四五人お連れり彼の所よゆ
き水をそゞて見ると聞き志は少くも違は
ぬ亀井殿の書れりといふ二字それらあり
扉の裏面はも亀井殿の手跡あり察するは年
わろき頃の筆ささびならん筆勢せまらば天
然の風骨とみゆるこれハ久志く年を経る
ものなれども雨露はあふらざれば新らま
今もふしうは見ゆ

因伯紀要は曰く濱村温泉附勝見温泉鳥取五里
十五正條村大字濱村はあり濱村ハ米子街道
に沿ひ鉄道停車場あり此の地や南は鷲峰の
高嶺を望み北ハ一水を隔て、廣潤なる砂濱
の面を濱上は青松點々として叢生し前は
ハ北海を望む風趣頗る佳なり旅舎は各戸
浴槽の設けあり濱村を距ること数丁あり
勝見村あり古き温泉場あり口碑は據きハ天
正年間鹿野城主亀井茲矩ハ臣兵戸豊後白鷺
を射て之を傷く鷺澤畔に留りて去らば往き
其の處を檢視す即ち温泉湧出せり蓋し傷
瘡をいやさんふためは此は浴せしなり因て

高草郡
湯ノ郷

勝見温泉をば今又鷺の湯と称せと云ふ而し
と濱村温泉も維新以後道路の崩墜より
見せられしものなり泉質ハ硫黄泉と
温度ハ百六度乃至百九度なり
高草郡湯の郷吉岡村三山口の茶屋より十四
町或十湯此坂を越て西にあり村の下二町許
り三穢多村あり鳥取より湯村まで二里半鹿
奴への本道なり是より鹿野へ二里其の間に
氣多高草又湯村より御熊村へ二十二町餘湯
より大島五里坂よりかたの長六里又湯
長谷坂十一里余難所歩行道なり
村ハ温泉有る四時繁昌なり村の中は小川
通りて民家兩面軒をならぶ自國他國の人

柱湯

来りてこゝに舎り寄食去り晝夜を不分湯浴
をなせし湯脈不冷不熱清潔溫柔よしと香少
く諸病に功ある事勝り計るべからば就中瘵
毒を治す靈効尤みやかなり此の湯出生の
時代知りふし何の世の事なるまや今の荒
湯やいへる入込の側は老いし柳の樹あり
しよし其の朽ちしる坑より始め湯脈を登
しけりと是も其の根源なり今又傳へる其の
湯井を柱湯と云ふといへり其れより次第に
湯池の数多くなりしとぞ
一の湯 西の山手は寄りあり是れハ國守の
浴と云ふ湯なり

二の湯 一の湯の東に並べり以上禁湯鑊湯
といふ

亀井殿湯 二の湯の東に隣れり是より八天正

の末より慶長年中より亀井武藏守殿當郡
主の時の禁湯なり今ハ入じみ湯を

荒湯 此の湯ハ少し東に離れり河岸にあり

入じみ湯なり此の湯室の東口は小き湯壺

あり是れ温泉起原所謂株湯なり

中の湯二壺 荒湯の下十間計りあり上手

ハ鑊湯を下手ハ入じみなり

瘡湯 村の下も外れにあり二壺に仕切り

悪病の者と穢多との浴室とす

馬湯 是も荒湯の下流なり浴室なり

此の外内湯より二ヶ所民家の内にあり

船法度條目

氣多郡青屋村茶屋九郎右衛門船問屋よりし時

茲矩より下興せし船法度條目三十條を藏せり

其の制法も鎌倉時代のものなれども茲矩之を

應用せしもの如し

船法度條之事

一よりふねなすふねハ其の在所の神佛寺

の知りたるべき事もし其の船に乗者ある

よ於てハ船主志んしたるべき事

一みなとよ於てつなぎ船をんおる時ハ其

所より似たるものを出し船頭を渡すべき

事為其帆別いかよやく仕りみなや成買たる
るうへハ國主と志す違乱あるべからざる
事

一つおぎ船あまよ有りそ大風ならバ其村船
リ加勢仕るものまづ風上なる船又加勢す
る事最もなりいかま下の船つないおぶあ
りさいふとも風上の船なぶき掛らバもろ
もろの船つなぎ止ひべるらバもし風上の
船を乗れや綱をきり風下の船まなぶれか
るりニそよ共よそんずるならむ風下の船
風上の船又至そ存分あるべき事
一沖を志す時風下の船まかりおけつき志づ

ひる時ハ風上の船一人なりやもそんじ
くる船をりかりうつりくらバ風上の船け
がくるべき事

一本船えど船の時本船の荷物えど船の荷ま
於て恙がなす時ハ本船のまいたるは是れ有
間おき事ゆゑまいたるは愚ハ子まかり
子の愚ハ親まかりる事是れなすゆゑな
り但おしいぜんえど船本船つみ合の時ハ
まがいにしり志申約束のうへ成以てきた
あるべき事

一船をぬすまれ或ハ賊船まさらき北國の船
て西國にあり西國の船を北國にありとい

うやも此の船を買とりくわいせんおべ
らば事もし荷積廻船これあらむ船主見あ
ひは迷惑するべき事あらむ付するべき事
もよとひ親子の間でも不覺するべき事
一かり船を志す其の船はよくひよる時ハか
まをいろがせよるべき事但船付とれあら
バ借手氣づるひよ不及事但船付のもの志
まときくよとせむるところまかりて油断
ま於てハ辨へよるべき事
一かぢてしりそんじよる時ハ借手可辨事借
請候時かぢてしりまきを是あるよし理も
りよる時ハ不可及辨事

一綱を切らよる時ハ不及辨事但取りもづ
こ落したらバわきまへ可申事いよどおと
こよらバ可辨事
一諸道具船受取る時ハ注文引合せ可申事
一港に乗りしゆ船主出船を進ひやいふと
も船頭をよまぎら事業志ゆ水夫思案のや
ころよ船頭やよ出船志すもし其の船氣
づるひよ時ハ船頭ハけふこれますぐへる
らぎら事
一荷物ぬれよる時ハ船頭辨ふべき事但し沖
まよ大風よあひ大波大雨よ思きよるもの
ハいろがせべららぎら事みよやのぬまて

雨あかなざり怒りたるものハ船頭辨ふべき事

一 船中より大小分は依ぞねづみ切りたる物せばいよるべき事

一 船中より過分な荷物そんじたる時ハ水夫みわよくし物にも配當可懸事少の時ハ水夫相除くべき事

一 荷をすたる時ハ船頭まで配當可懸事由るハ荷をすたるゆゑに船よりすかるあいだ船にも配當可入事

一 荷物積合の時行くききまはいせし是あり時ハききまてカ荷物よりあるは

志と配當をべき事

一 荷物をすたるゆく所は行く中兼り戻り配當とれある時ハ買所の直段を引合せ配當すべき事

一 荷をすてゆく所よりゆかあやまどりば中途よりけいとせばえかところにとねるべき事

一 船中荷をつみ船頭は積日記を以て不渡物とよとい金銀をとりといとも惣てカ配當不可入事

一 積日記船頭は渡す時ハ入り志り何きも加利有之事是れよとづれる者ハいさる

配當不入也但船中てんけんの上を以て残
りたる時ハ積日記不入といふとも配當可
入事寄る時ハかつて不可入事

一船を借りて戻り運賃とりたる時ハ三ヶ一
も取分の荷物までも積ひべき事但借請の時
も取分の荷物までも積ひべき由ことわり
らバ三ヶ一は不可及事

一船を借りて借船頭は行くききと公事有
る船を止めらるゝ時ハ借船頭辨へたるべ
き事

一船をそんざと命とすつりたる時ハと
ひ其カ内一人の者ハ金銀をよはみとりと

いふとも惣中とていろいろるべららざる
事

一火の米をつみ又とから物をつみ合はる時
ハ荷をすてたる時もしから物つみたる荷
主我がから物とるらバ粗米つひ荷主或
ハ船頭或ハ水夫の力から物を捨てる時
ハ勿論配當不入事から物積みたる者粗米
をすてずとて我がから物を捨てたる時ハ
なにをうちよつみりから物と申とも
知らばといふ沙汰これあるゆゑなり
一船をかりすべつとつと時やきわりたる時
たかり主辦へ可申事

一荷を積り或ハ港ヨカリ火を出し時ハ
おきヨリ大風ヲ船をそんじると同じ沙
汰たりべし但し火を出しとる者ハおちぎ
るべき事

一船ヲ荷物積り水夫とりヌゲ致しとる時ハ
船頭辨へしるべき事

但し水夫をとらへ荷主ヌ渡しとる時ハた
とい取逃め者ちんくとりとも船頭不及辨
事

一船を借志とありてより相つかい候ハ船
賃約束ハばり相渡すものなり其ノ時ハ
右ノ船上下仕りもどるあいふほど右ノ船

すえ置なり但し船主内談より少カ禮物を
以て相をみ候ハ右ノ船いづかへなり
ともきしませばべきなり

一船を借り候時借人より相違候ハ右ノ船
ほどなるを借りかへ相渡し右ノ船を可請
取者也

右三十ヶ條之儀貞應二年癸亥三月十六日兵
庫辻村新兵衛土佐浦戸文篠原孫左衛門薩摩
棒津飯田備前天下被召出船法御尋之時申上
則御袖判被成下者也曲理雖有枉法不可有理
候此ノ三十ヶ條ノ外にも船ハ沙汰於有之者
三十ヶ條ノ沙汰ヲ引合似合しる哉以て沙汰

可仕者也

右ハ半紙の巻物なり

茲矩職を励
以農工を褒
む

茲矩職を励以農工を褒めまゝ猪戎撲つ壯夫戎
賞之以て業を奨め勇を鼓す

因幡民談訛と曰く武藏守茲矩公天性利根發
明とく智の働く事神通の如く萬の物の油断
ましまさず才隙の怠在さぬを仕置まも滞り
更まなく領内と下知志まふも耕作と精
を入まきせ能く稼穡を仕出す者ハそれ
褒美を遣り身勤もせや漸元悪き者戎バ追却
之農業の透々まも所々を搜し新田を開き井
渠を掘り田とならぬ所戎を島となし畑も

ならざる所ハ色々の用木を植させらる山
の宮といふ所の近辺も数十町の茶園戎開
き今代までも傳はり國中用て世の扶と
る斯如くの事をさせられけるゆゑ奉行人も
云ふま及び百姓等といへども隙透間ハな
かりけり家中の侍戎も手足戎つかふ如く
又堪へ難き奉公もなきやうに見計ひ其の勤
仕の功勞に依り似合も敷禄を興へ給へば恨
懐く者もなく只身の勤を専ら出精を家業油
断なき者を上下に依らば是を愛し
ふ城下の町を常々黎明の時通りまはし
元来鍛冶の多き所なりと皆人並に細工を

去ける中々殊々貪なる鍛冶あり必曉より起
居る女房を相手としり細工を去ける亀井殿
度々見給ひ奇特なる鍛冶なり同じ所業多き
中々一人これ程に苦しい職人中の大功なり
其殊の外に感心ありて褒美としり米或石或
賜ハリける我ら身の上の勤めなきがも心実
に精を入りぬれば天の祐有ること如く
此諸人皆羨みけり其の身の悦び限なしこれ
成見ても又一人の鍛冶俄に身成語え彼の鍛冶
より劣らざる精成出し曉より細工をする事久し
くれば自然と亀井殿御覽ありて此の者を毛
感じ給ひ人の能き事成真似るハ善ふりせり

譽め給ふさりながら此の者もハ殆別何も給
ハらば真似鍛冶ぞぞ名を付け給ひけり只利
得の方の才覚さしく様々の智術を廻らし給
ふゆゑ財宝も富み給ふ事實に陶朱公子貢が
貨殖も異ならず也

猪を撲つ
壯天を賞
す

拾遺鹿野故事談に曰く武公一日青屋に遊ん
で歸路田中子傳興適に雄夫あり與大獸相闘
於千學暇敵能少之志を遂に拳拳連撃して此
れを仆す武公之壯望見て人を走せり尚之對
曰臣は山宮邑の小民也今此の處を過ぐるに
一大猪突然として来り觸れんやす之に相當
んと欲すると身は無才又赤手相撲て僅に得

克之今棄て、泥濘の中ありと乃其の處を
視るは猪尚泥中は蠢動す武公壯之即其の
人の宅税を除き且つ邑邊の山林を賜ひて以
て其賞勇力其の人を仲右衛門と云ふ者の祖
なりと云ふ

茲矩老考
を恤む

茲矩民を愛する心深く毎年領民年六十以上の
者を鹿野に召し酒飯を饗せ其の状數十間の連
房に設け奉行を置き氣多高草兩郡日を異し志
す老男老女を集め城下妙齡の婦女子数人をし
て出で、給仕せしむ饗志畢れば老考を云と籤を
探りて米麥大豆小豆粟稗等各一巻を携へて還
ら志ひまゝ名家の子孫を恤み故舊を渥く勇士

を愛し並びにこれを救助す

因幡民談記に曰く武藏守嚴矩公仁愛の心も
ふかくありけるはや兩郡の百姓既し六十余
の者を毎夏一度宛鹿野へ呼寄せられ終
日酒飯を調へ饗應し給ふとなり何きも忝き
御事と悦ぶこと斜ならぬ數十間長屋を
立て侍を奉行に付け兩郡の者戎日を替へて
此の所へ集め随分珍ら志す魚鳥を調へ酒食
結構は膳を仕立鹿野の町中より後をかけた年
若き女數十人花やのよ出立せ給仕をさせ酒
を強ひて老人共を慰ませせけれハ終日の休
の活計極樂参り志しりやて酔を催し悦びけ

るきて帰りぬる土産は俵物一つ宛賜り奉
る是も米麥大豆小豆粟稗等色々積み交ぜ
福引まどらせて還したまへばこの取物はハ
得失ありて人の悦同おらざれども氣を
慰むるの一興あり借案するは天下の達尊三
つあり其の一ハ齡あり位なく賤き者と
も年老する者も人の長なり故に聖人の朝はハ
年老いするは敬ひ暖なる帛衣服せよ味能
き肉衣食せよ若き者ハ用ゐる事なし道路
の側までも負戴せしめぬ此の心を及ほし
天下の人の子に孝ならせむる老吾老及
人老々云云今龜井殿領内の老人を勞せり惠

愛を加へ給ふ尤聖人の意は叶へり其の子其
の孫の心として如何計歡ひ思ふらん然るは
仍て何程の公役まつてもれ重き税物を出さ
ずも恨み憤ふること更になし
因幡誌に曰く道筑の城巨濃郡新村の後山な
り天文の末三上兵庫頭ノ草創なり永祿七年
落去る其の後城主は城の後麓本庄村の
田土の中に一丘あり三上氏此の所より討死
ありければ村民其の靈を祭る八幡宮と崇め
小祠を安す側ら寶経卵塔の碑碣も其の死骸
を安措する誌といへり彼の乱軍の時此の
處に馬をかけ落されず折るが折るも秋の事な

まきバ稻葉馬足をまきハ動き得ず敵もや前後
より近ずきけれバ進退きハまり終り自害し失
られぬ其ハ頃三上殿子息二人おはしける兄
も七歳亀壽といハ弟ハ竹鶴といへるが六歳
なりをを家人收抱せし但馬國に走れり兄亀
壽ハ馬ハ口取これ懐いと氣多郡鷲峯古佛
谷ハ禪林讓伝寺今底に匿し養育せけるが成
長ハ後青屋村ハ農長嵯峨太郎と云ふ者これ
を申受けし養子とす其ハ後亀井武藏守殿郡
主よりし時其ハ由緒を聞及むれ苗字帶刀騎
馬等免され三上七郎左衛門豊行と名乗り
志々のや今ハ亀屋和七郎と云ふ者其ハ七世

ハ正孫とて代々此ハ八幡ハ祭祀を執行せり
云々

同誌又曰く三上兵庫頭之墓 向本庄(巨濃郡)
本庄村より東南田の中ハ一丘是きなり今ハ
八幡と崇祭しと小祠を安ぞ其側宝經卵塔ハ
碑碣ハ其ハ死骸を安措しとる誌と云へり此
ハ人ハ旧但馬ハ屋形山名祐豊ハ弟なり幼歳
より新門に入り東陽藏主と號し同國出石宗
鏡寺ハ住職より時ハ天文ハ頃當郡二上山岩
常村ハ城主なく山下乱妨ハ禍止ハ時なかり
しかば村民相議し但馬ハ屋形ハ内訴しと城
主を乞ふ其ハ時衆議ハ因り東陽僧を還俗な

さしめ三上兵庫と改名し二上山は在城し
當郡を鎮護せり(陰徳太平記)ハ巨濃郡者常
谷は三上の要害と名城あり主人無之は依
り邑長共但州へ大將一人可賜由訟へける間
祐豊の弟出石の宗鏡寺の住侶東陽藏主を還
俗させ三上兵庫頭と號し三上の城主は居
られけきば民間は山名御僧とぞ稱しけるや
あり然るは此の山余り高峻しし諸事手支
ふべきは新井村は新城を取立常ハ其の所は住
し二上は八番兵を置き守らせけり其の後
永祿の頃武田又五郎高信が謀叛は興し布勢
の屋形は對し故なき逆意を合はれける間

家中一和せ永祿七年山名豊次布勢の屋形
祿源十郎の爲めは不意をおくれ一朝は滅亡
せり其の合戦は三上殿馬を深田はかけ落さ
れけりが折しも秋の事なれば稲の葉足を濡
ふり動き得ず敵ハたや近付きけるは進退極
まり其の傍其の所より自害ありしをぞ其の
時赤穂といふ稲馬の足をなやませけるはて
今又此の辺の田土は赤穂の稲を種をばや
云へり

鹿野町の豪農安富勘兵衛は十代祖安富勘兵
衛盛茂といふ者出身ハ石州と傳ふきとも初
め尾子氏は仕へり茲矩幼時の友たりしが尾

安富勘兵衛
盛茂

子氏没落の後流浪し、因州鹿野に來り住み、
竟に農に歸り、豊臣氏宇内を統一するに及び、
茲に鹿野に封ぜらるるに、其の城主と爲りぬ。
時に盛茂は稍資産に富み、鹿野町の名家たるを
以て、一日、茲に盛茂の家を訪ふ。盛茂城主を
迎へ、其の辱きを謝し、頗る謹慎の態度あり、
これに茲に招きて、側近く侍せしめ、徐ろ
と問ひて曰く、汝は此地の土着なりや否や、
と盛茂答ふるに、實を以て、茲に首肯し、予は
湯新十郎なり、故有り、今者、亀井氏を稱す、乃
ち互に久淵を叙し、茲に毫も墻壁を設けず、肝
膽を披瀝し、懷舊の情に堪へずし、談話時の

移るを覺えず、茲に更に現下の職業を問ふ。盛
茂答へて曰く、下僕元來武士たりしを以て、一
も活路を得るの藝術を鍛練せ、是を以て一
向に農業に従事し、終焉を期するのみと、茲
に更に武士となりて立身出世を企つるの意
なきやを問ふ。盛茂謝辞して、二君は仕事する
ハ、此君は對し、断腸の至に耐へ、茲に聴き
、其の志を感じ、足下の真に忠士なり、出處を
實に時節ありや、云い、傍にありし粗製の大
筆を執り、一氣呵成に時節の二大文字を書き、
之を盛茂に與へ、同時に城山に接續せる東
南の山林三町を賜ひ、殊に夫役を免除す。亀井

家石州津和野を轉封の後も池田家なほ旧制
に遵ひ夫後を恩免せられり其の山林ハ後
に中分しり分家の所有に歸しりれども今な
ほ本末両家共の所有しり濫伐を爲さずとい
ふ延享元年二月八日火災に罹り家傳の文書
悉く烏有に歸せしも茲矩の眞蹟時節ハ二大
文字のみハ今も其の家を秘藏せり

因伯時報第六十八百三十八号曰く安富幣
藏氏ハ郡貢高郡屈指の素封家にして其の祖
先ハ尼子家と於ける有数の将士なり尼子家
没落の後氣高郡鹿野大字水谷村に隱遁せり
と云同家在来の住宅地ハ故と鹿野城主亀井

公ハ城壙法を相去ること約四五丁なり同氏ハ
某年盛夏の頃納涼の爲内堀を築す所を
游泳し浮沈自由のまゝに内堀の中流に於り
一日御殿櫓下なりと云水練中風と同氏お足の
妻先を觸りしものあり同氏ハ両足に力を入
れ漸くよしり之れを掘り出し手を取りり熟
視すると這ハそも如何に化石的一塊團のも
のをある依つり同氏ハよびなり也ものぞ想
像し早々家を持ち帰り手を換へ品を代へ表
面周圍を附着せる最も堅固なるものを日数
を追つり剥脱し洗除しり仔細に點検せば中
ごふ所もなき蒼然たる古色を帯びたる樂印

付すの御手前茶碗よりとあるも最も意外に
感ぜられしハ豊臣家の紋所をもちありくや
焼付けらる居きり其の形ハ砧杵式で径二寸
五分高三寸六分也蓋し樂焼は曾^り世人の知
量せらるるお如く豊公が創始に係れるもの
なり因て憶ふ故と鹿野の城主亀井公ハ豊公
の脇股の随一とす或ハ武藏公が豊公より
拜領せらるし什畧ならんも測り知るべから
ず今爾末同氏ハ之を同家の宝物とす遠
承に傳襲せんと誓ひ余をして其の始末を記
せしむ余ハ同氏の願を觀古美術に精通し其
考竅の老實なる點を認むるや同時は同氏の

三刀谷監物
孝和

高橋を忌み忍びば略其來歴を前述茶道の
問答(問答ハ略述を記し以て同家宝物の縁託
に代用) 須和文考述
関原軍託大成に曰く一説ハ忠興(細川)豊前國
を拜領の後三刀谷監物に一万石の米地を興
へられしに監物病氣と号しと仕へを返し亀
井武藏守に常ニ懇志を受けたるより亀井
氏の領地因幡國へ上り彼人所に蟄居しより
之志を尚古(編者)の色按ずるに三刀谷監物
かねと内府公の御家人を成すべき事を願ひ
しに其の志を遂げざるを本意なく思ひと忠
興の家中を退きしとや

同誌に曰く幽齋法印其の子妙菴三皆八田邊
再後國不在と龜城の用意せらる爰に三刀谷
監物孝和と云ふ者あり彼は清和源氏下野
守満扶の後胤より孝和が先祖承久の乱に軍
功有るに依り雲州三刀谷の郷を給はり是
より氏を三刀谷と改む元弘建武に新田足利
に屬し明德應仁に山名佐々木に隨り戦功を
顕はし其の後尼子氏の旗下に成りて世々
武功有り監物が父三刀谷彈正久扶の毛利元
就の家臣となり一年彈正物詣の爲めに上京
せしに家康公彈正を御招有りけまども彈正
固く辞志を参らざりしに筑紫陳人時陰德太

平訛天正十六年吉川廣家豊前國岩吉城を陥
し、條に三刀谷彈正九衛門同監物の名あり
彼の彈正黒田如水の手子に付きしちなみ有
る故に如水を以て日りにく仰聞らまはれ
彈正力なく家康公の御館に参り御懇意の仰
を受けしりしが其の後本國に歸りけるに輝
元の不審を蒙りて領地をはなれ程なく病死
せしに其の子監物八安國寺瓊長老に養育せ
られ高麗に輝元の手子に付きて異國に渡り度
々戦功有りしが共陰德太平訛蔚山龜城の條
に三刀谷監物の古の兵なる故諸所に走廻り
りて下知を爲すにあり輝元許容なきに依り

歸國の後京都へ上り吉田九兵衛督兼治を頼
み洛外吉田山に隠れ居り彼の兼治朝臣ハ
細川玄旨の掣たりし依り兼治の計ハ其監
物年来幽齋の懇志を受けしと云然る所ハ
安國寺瓊長老三刀谷監物を招き大老奉行の
面々内府を亡けべき企有り幸御邊ハ細川幽
齋と交りて丹州の案内者なきを軍勢の手引
しり田邊の城を攻め落し御忠節を致され
然らむ秀頼公より領地を何とへらるべし
云ひけれども監物の故なき事と思ひ表向を
より同意しり私宅へ歸り是れより先ハ幽齋
ハ家人佐方吉右衛門之昌を呼びて其の方急

ギ京都へ上り八條殿へ参り豫り御約束申
ごとく救世戸の文珠堂にて和歌を興行申
べし御来駕より於りハ本望なるべしと申入
りそれより三刀谷監物の居宅へ至り八條殿
御下向の時監物も随ひ奉りやうと申聞せよ
と有りしより吉右衛門頭より八條殿の御館へ
参り幽齋の口上を述べ御代より吉田へ赴
くべき為めは百万篇の前を過ぎけるはは
らばも三刀谷監物の行途いたり佐方ハ元來
三刀谷の家人なりし故にいんぎんは會釈し
る百万篇の堂より上り幽齋の言傳を監物の語
る此の時監物佐方と物語する序は安國寺が

密談を云ひ出すべしと思ひけき共今時人
心計おたしと思ひ何となく田邊の要害を尚
ひけるよ佐方が曰く彼の城要害よしぞいへ
共越中守潤東へ下向故無勢なり敵若し寄せ
来る事あらむ幽齋自害せらるゝ外ハある
べしと云時又南を見きバ三刀谷二郎等土屋
喜右衛門逸足を出し走り来り只今祇園繩
手まで瓊長老へ行逢ひ申しけきバ棄物人内
より汝ハ三刀谷の家来までハなきらざる
よより仰の如くなりぞ申しけきバ然らば監
物殿へ言傳すべし内々の有増いよく議詰
り明日東福寺へ参向せらるべし猶其人子細

ハ供したる北村五郎右衛門は尋ねると有る
よきり北村近付り何事をぞ申しければと
かくの事を申し奉り唯東福寺へ御越し有
るやうに貴殿申されは計申しとりと告げ
ければ此の上ハ包ひべき様なしと思ひて密
に件カ企を佐方に語り聞せて我等ハ幽齋老
の御恩を受けしきバ近日其の地へ馳せ下り
籠城すべしと云ふよより佐方古主を諫めり
曰く逆も運をいらくよと云き城よともり給は
んハ詮なき御事よやといひければ共三刀谷一
向同意せりハ條殿御下向を留め奉り早々御
辺ハ帰國せり彼の地は旅り對面すべしと云

いと佐方を歸し其の後昔の家人を教輩招き
せせ吉田の側新春日の松原より出で監物忽金
張せんぞするを三刀谷藤兵衛自害するか
思ひよりいさいどき付是れハいかなる故ぞ
と云ひければ監物左はあらん事を決断す
べき爲め又誓ひをなすぞと云ひり金を張其
の後一乱の企を語り聞せり田辺は馳せ下り
は相定め着到を付けると云ひければ佐方庄
左衛門執筆しり先己ぶ名を書付けり御寂期
の御供々託す其の外佐方與左衛門佐方次郎
助油諸彦兵衛三刀谷與三同藤兵衛等五十餘
人なりありりれば三刀谷監物ハ弟嘉平治

同太郎兵衛是彼五百三十人を召具しり七月
十五日の夜田邊より著き佐方吉右衛門の宅より
至りければ幽齋三刀谷の下着を聞きり頭より
佐方が宅へ出て一禮を述べらるるとは監物幽
齋より申しり曰く御城下の地形不案内なり御
家人を給はるると於りハ見計申度と有るよし
り翌十六日幽齋の家人上林久四郎を案内者
と出されけりバ監物彼れをいざなひて城の
内外を見廻り其の晩麻野吉右衛門の宅へ幽
齋も出向ひり三刀谷を饗應せらる其の座へ
大坂より飛脚来り石田安國寺等兵乱を企て
けりは蜂須賀阿波守大軍を率しり大坂へ着

船有る故に石田安國寺等急き退散したると
の趣なり幽齋此の注進を聞きりさもあるべ
しと申されけり佐方吉右衛門此の注進を
覺束なく思ひ監物を南所へ招きり貴方ハ此
の注進いかゞ思召やらんと云ひけり監物
も佐方と同じやうに此の注進不審なりと云
ひ候へり其の後幽齋石寺勘助をもつり三刀
谷監物其の外家中の面々を城中へ招き大坂
無事と成りし祝儀の振廻有り各帰宅の後
又大坂より飛脚来忠興の内室自害有りし
と告ぐるより田邊の騒動斜ならば監物急
ぎ城中へ趣き貫井内藏助と逢ひし忠興の内

室自害の吊礼を述ぶる所は幽齋西寺甚兵衛
を以り監物と帰治すべしと色々申聞けられ
けれ共監物承引せざるより然らば是れよ
り加州へ渡海し羽柴利長と相計り北國を
經り関東下り忠興と合力せられし有りけ
れ共監物一向は籠城すべしといふより幽
齋三刀谷を側へ近付けり盃をさし其の盃を
我等と給ハるべけれ共歸へ歸さぬ俗例あり
む誰となりともさされし有りしより監物
申しけりハ某切腹の時介錯すべしを約束仕
る家来あり共いさぐ弱輩なる者なれむ仕
損ずる事も計りふし然るに某が首を切

給らん人々さし申度と云ひければ麻野吉左衛門進み出ず御内の人仕損ず事ハ有る間敷事なふら若左様の時ハ某介錯申さんと云ふより監物其の盃を麻野まさす麻野の盃を井戸利跡まさし利跡又佐方吉左衛門まさし事終りぬ幽齋此の時監物が家来七八人を召出し武具を興へらるかくり持口を定むべしと大手ハ三刀谷加平治同太郎兵衛寺相固め搦手ハ福寿院妙庵さしかたむ其の後大手の町口醫師宗叔が宅に於り籠城の評議有り監物申しけるハ越中守殿御息女達玄蕃頭御内室又ハ松井佐渡の内室をも御城中

へ御取入然るべららん云ひけるハ幽齋の曰く宮津の城ハ越中守家人篠山五右衛門を残り置きより峯山にも玄蕃頭家老を留守に置きたれば寄手を防ぎ叶ハおバ女童を刺殺しと切腹すべし然らむ役もたぬ者を一城へ取入れりハ兵糧の費成るべしと返答せられし孝和此の趣を承引せばおふ旅宿に帰りけるハ幽齋妙庵をもつて監物^物に申されける其の方の申す所にも有るべし此の故に越中守の娘三人妾二人玄蕃頭が奥方を田邊へいざなひ来るべしと申遣したり但久美より遠方なるに依り松井が妻ハ山中へ立

隠れと申付ふると人口状なり彼の松井が
妻ハ幽齋の息女なりとかや畧中去る程ハ小野
木縫殿助等の諸將七月廿日ハ丹後の國境ハ
陣を在る翌日田辺より一里此方なる福
井の山ハ棟を取る小野木ハ圓立寺を本陣
なす是より先ハ宮津峯山久美の城を捨て軍
士田辺へ馳集して聞えしかハ陣將小野木公
郷指置しと播刈館野の城主石河紀伊守ハ峯
山の城を守らむかハりけきむ三刀谷監物
ハ幽齋の下知を受けと大斥候ハ出でけしが
忠興の家人山本三四郎主人の命ハ背きて其
の頃浪人なるが此の時三刀谷ハ馬の口ハす

ガリ貴殿の手子付きと相應ハ心むせをも頭
もいふきや云ひけれハ監物許容して三四郎
を途中より物見ハつらハ此の時海上を見
れば船二艘ハ福井の方へ赴く者有り是れ
玄音の家人麻野吉左衛門なるハ朱の鹿角の
立物ハ船首ハひらへり谷出羽守藤掛三
河守海邊ハ下り稠敷鉄炮を打掛くるハ依
麻野吉左衛門引色ハなる監物此の時三刀谷
與三ハ手ハ者少ハ相添へり山隈ハ隠し先陣
佐方與左衛門二陣佐方左衛門三陣孝和四
陣油詰彦兵衛如此列伍を調へて去つて兵
を進む谷出羽守藤掛三河守三刀谷ハ近づく

を見り福井の濱より横合より馳せかゝる孝和
にぎや一町計引退きけるを敵勝つよ棄りま
むらよかゝり来り伏兵の前を過ぐる時三刀
谷興三鉄炮を放り突かゝる盤物返し合せり
寄手を追たり首三十余級討ち取り馬を返り
孝和兼り油語彦兵衛より下知して森陰より旗を
立てさせけきバ敵大勢とや思ひけん跡より
付来らざりし依り彌事故なく引拂ひけるや
なり或夜寄手の陣中何となく騒ぎ出けれむ
三刀谷孝和急よ城を出りけるよ幽齋信志佐
左衛門を使者せり引取りしと有りけれ
共三刀谷一向承引せり刺御邊も爰より鎗を

せとやいふみ依り佐九衛門も力あゝ三刀谷
が備より留りけるを幽齋又子息妙庵を遣りし
敵より入覺束ふしひらよ引取りし有りし
依り盤物終り引返り又或夜孝和手の者を率
しり伊佐津の松原より至り佐方興左衛門より伏
兵を添へて松原より残し其の身を從兵又ハ玄
旨の扶持せられし伊賀甲賀の者を召連り谷
出羽守の陣營より忍者は火を放させ透間なく
切入りけきバ羽州敗軍より及びけるを孝和下
知しり首をせらせり軽く引きり城中に入り
玄旨ハ孝和が此の夜討を感じり酒肴を送り
其の上子息妙庵をもつて其の苦勞を謝せり

了七月廿五日寄手城近く攻めよす小野木
維殿助谷出羽守藤掛三河守石河備前守齋村
佐兵衛佐生駒左近大夫等ハ大手へ向ひ小出
大和守前田主膳正川勝右兵衛尉毛利民部大
輔ハ搦手へ掛り高田河内守別所豊後守山崎
左馬允杉原伯春守ハ海邊より進む三刀谷監
物敵ハ形勢を見るべき爲めハ大橋ハ邊へ出
下り米女ハ曲舞を高聲よしたひけるお文句
いさみなきや思ひけれむ風ハふくとも山ハ
動せむといふ三藏ハ一ふしをうたひてハか
へけりよ谷出羽守先夜夜討ハあひするを口
惜く思ひ手ハ者を下知し城戸を攻め破ら

んやすを三刀谷自身鎧を取る手ハ者を励
ましく稠しく寄手をふせぬ三刀谷興三城戸ハ
外へ出んとするを監物興三ハ草摺を取引
留めけりよ敵ハ鎧興三ハ腕ハ當つて倒れけ
り分倒れながら城戸ハ外へかけ出り寄手等
相戦ふ幽齋ハ家人村山久右衛門ハ太刀討し
り敵を防ぎ其ハ傍輩上羽作左衛門ハ射藝ハ
名有る者なりしお弓をもつり敵を射拂ふ其
ハ外三刀谷ハ手ハ者を命を捨て防ぎけれむ寄
手爰を退きけれ共脇をり込入る孝和ハ跡を
取切けりよ三刀谷属兵を下知して引返り敵
兵を追拂て城内へ引退きしよ小野木維殿助

車の紋付より旗を追い手の者を下知し大
橋の前へ寄せ来る孝和兼て大橋の板を一間
計引もなし平野より渡し置きよりしが其の板
を渡り門外へ出でんすを佐方吉右衛門三
刀谷の鎧の袖より敵多兵なれば必定御
討死有り幽齋父子の危難も近あるべし今少
し敵の形勢を計りたまへて諫められ共孝和
一向承引せば其の身力量有る者なれを吉右
衛門上帯を取り提げ其の方も鎧をせしむ云
ひて彼橋を渡り門外へ出づる吉右衛門曰
く譜代の主君ハ貴公なり當時の主君ハ幽齋
なれば此の時ハ當り討死せん事本望なりと

いひて敵を待つ彼方吉右衛門ハ久敷幽
齋の傍に仕へて歌道を學ひ耳底記も其の
名頭れよる者なり此の籠城ハ度々心操の
働き有り彼の監物へ外へ出つた時久代太郎
助人は先だつとかけ出づる彼方太郎助ハ若
州高濱の城主逸見駿州ハ一族なり近年田邊
の城下ハ有りけるが此の時籠城しとりとか
や孝和諸兵ハ力をつくすべしと思ひけん寄
手ハ手並ハ能く知たり某ハ鎗一筋をもつと
敵兵を追ひなびけん事ハ大團扇より蠅を拂
ふふごとくならんやいふ後を見れば紺屋町
の裏に當つて麻野寺左衛門藤山五右衛門ハ

かへより孝和西人の方へ軍使をもちて爰へ来
り敵を防ぐべしと云ひ送りけしバ麻野吉左
衛門馳せ来り此の所を引取りしやいへ共
孝和更も同心せし然る所も敵兵むらり進
み来りしより孝和鉄砲を取て先も進みし
敵を討たんとするも立ぎえししかば鎗を取
り彼れ敵も立向ふ此の時佐方庄左衛門横あ
ひより鉄砲を以て彼れ敵をお倒す然共敵兵
つゞいり馳来りし所を孝和刀を抜いて敵三人
手の下も切倒し彼れ孝和の指ししる刀ハ高
麗蔚山に於て孝和戦功有りし時宰相秀元と
り給ハリしる在文字の名刀なり城兵孝和は

まげまされ身命を惜まざりけし敵此の
所を引取りし町屋の家上へ上り糺敷鉄砲を打
つたり孝和以下ハ城兵士手下も伏しり鉄
砲をきくる時ハ佐方次郎助鉄砲を持し土手
へ上り敵一人お落しし言旨ハ家人も突半助も
向ておれ見しやいへ半助又鉄砲を以て敵
をお落しし佐方見しやいへ半助又鉄砲を以て敵
人お落し半助又鉄砲を取て立あおらんとせ
しが敵の鉄砲も當り命を殞すや、有りて敵
又寄せ来りし物色有るより孝和言旨ハ
家人お勘之先も向て我等の鎗の柄長し御辺
の鎗を取らば得させしやいひけるも勘之

尤同心せ我等も手なれたる鎧はれを御免
あつべしと返答せしに孝和曰御辺其の鎧
は血をわけた後日男ハ立立たせまじ
きといふ所は勳之尤鉄炮は當り當座は死す
孝和勳之勳を鎧を取其の死骸を下人ハ渡
すかよりければ藤掛三河守家人小石新兵衛
先登し孝和を鎧を合せ数刻戦り小石已は
引色ハなる然も共大勢相つゝして寄せ来り
よつて孝和主従玄旨の軍士等命を捨て
防ぎしが大敵をれを給は此の口を攻め破ら
れり引退く孝和此の時三度返返し合せり敵
を防ぎ折節大潮よつて繩手の上へあがり

けきハ敵兵是まためらふ時油詰彦兵衛身方
を下知して敵を追返す孝和此の時盛傾き孝
きバ忠ぎ捨んと思ひけき共後難を思ひ鎧は
取添り引返しけり幽齋櫓より是を見て孝
和退口ハ高名して退くと見えり助けり
有るより貫井内藏助馬蘭ハ大指物ハ下馳
せ来りしか敵是を見て痛攻口を引退く孝
和ハ手手数多おひけき共戦死を思ひけ
る城内ハ入りけるは誰云ふ言もなく孝和深
手をおひて終は果よりと聞えけきハ幽齋今
ハ是道なり自害すべしと有る所は孝和城ハ
入来り節きハ幽齋手をおも思ひの外なり

悦喜せらる此の時内室も出でて寿和よあひ
三刀谷殿の働き幽齋と共に夫倉より見申た
り哀越中守も見せ申度御事なり誰か有る盃
を持ち来れり有りければ幽齋三刀谷殿ハ下
戸ありといもきければ内室然る湯漬飯を
参りせり有るまき至女房膳を持ち出でて
湯漬を食しむ内室三刀谷分下和を討取
る首三十餘級をき出けき内室ハ目をい
そ災り内へ入りたまひぬ其の後も寄手城を
お圍みければ共幽齋妙庵寿和以下更におそ
る氣色なく手勢千五百人持口を定め身命を
捨り籠城せらる翌八月下旬越中守忠興父幽

齋へ飛脚を馳せて岐阜の城を攻め落しり
と注進せらる幽齋此の祝儀として三刀谷以
下の輩を饗應せらきしが其の席に於て幽齋
申されけるハ此度三刀谷殿籠城して功を立
てられし事比類なき越中守内府へ對し戦功
有れば内府定て丹波國を越中守も與へらる
べき然らば彼の國に於て上杉梅谷上林山
家四ヶ所凡一万六千石監物にあは申さん
と有りければ孝和ハ此の度の軍功を内府へ
申彼の御家人もなき申さんや有るべきをさ
なくしりなく申さんハ本意なき事と思ひ
くさのみ祝着せざりしを幽齋彼の面色を見

て是ハ我等不隠居の寸志なり越中守計らひ
あらんや揆抄せらる幽齋の側より有りける幽
夢と云ふ者の曰く三刀谷殿今度の籠城ハ鈴
木ハ高館ハ籠りよると同じるべきまや
申し若れバ幽齋の曰くさなはいそ義経ハさ
ばりりの武將なり鈴木ハ主君なり其ハ上第
の亀井其ハ外名有る輩数人居たり此ハ城ハ
無勢といひ殊ニ我等ハ義経ハ似ざるのみな
らば三刀谷氏の主人ハもあらば然きバ鈴木
と同意の論ハ及び難シ但大橋を渡りテ敵
ハ向きよるハ筒井の淨明ハ聊似たる様なり
と雑談せられしとかや累下

内 尾子左衛門督義久家无衆并手廻衆分限帳の

御手廻衆

美作ノ内 一万百十四石

徳地筋目青

三刀屋藏人

總侍衆

備後ノ内 六千七百八十石

三刀屋彈正少弼

茲矩高草郡防已尾城を攻め了時吉岡將監
の臣足立内藏之介本陣ハ突入りて茲矩纒
幕のかけハ潜み生命を全うすること成得
落城の後内藏之介吉岡六反田といふ所ハ
流浪遊し難出に茲矩其ハ勇を賞し百五十
石を與へる家臣ハ列せしむるハ前ハ出すが

茲經鷲峰
神社を燔
滅す

如し

慶長九年甲辰正月十日茲經鷲峰神社を燔滅せしむ初め茲經報賽の爲め近侍湯多兵衛を遣ふ多兵衛社殿は於て邊に病臥其の野狐の所爲なり我知り認めを以て邪神と爲し志す社殿を火す後ち政矩再建を誓ふ復せり

因幡誌に曰く氣多郡殿井郷鷲峰村鷲峯大明神鷲峯山西の麓に鎮座す奉表村裡西向り本社へ二町余なり相傳ふ上古ハ絶嶺に鎮祭す高山なる我以て諸人行拜すは便りな^る桓武天^皇曆年中神廟を御冠ヶ嶽に建つ然るは宮社燹火の爲め燔滅し又社宇伐

麓に改め造り于時花園院文保元年九月二十九日なり上人今古宮ときすハ是れなり近世元龜年中蘇州の毛利氏は在再興す然るは慶長九年郡主龜井武藏守殿故有て是を燒捨てらる祭事断絶すること九年なり其の時の下姓三谷源左衛門同十七年子息豊前守殿又是を再興せらる其の時社地を轉て今ハ神廟是れなり本社三間隨身門横二間奥尤工匠手を尽せり其の外神樂所三間本地堂或曰大日堂鐘樓方七別社一神攝社三十九神本宮圍み繞り郡中一二ハ大社なり社傳に曰く祭神中殿大己貴命右素盞烏尊左稻田姫命三座なりと何

の世これ伐齋ひ始めけん或託し曰く因之鷲
山ハ靈迹なり山々士峯と共に出て神ト人皇
八代孝元天皇五年辛卯信濃國ハ兒大^神天降座
又稻葉州金色真聖状形至神宝女神天降座共
也斯峰也然れを孝元天皇ハ御時始めを是を
祭祀せりや今に至る凡そ二十年其の遺蹤
紛乱なり神階の事三代実録曰貞觀四年九月
八日授因幡國正六位上鷲峰神^從五位下同十
六年五月十一日授因幡國從五位下鷲峰神^從
五位上云々されを上古朝廷崇敬の神社なり
勝見名跡誌ト曰く亀井武藏守殿自筆下知狀
是ハ鷲峰村の百姓四郎右衛門云ふもの敬

代所持せり昔も一郷ハ其のありけなき巨農
トあり志が今も末ハ成て散々の体ハおち
ぶれり此の里人の咄ハ鷲峰の御本社上代
も山の絶頂ハあり高山ハ人ハ往来ハも^難
み多し其の上ハ此の海上を過ぐる回船ども
船中より御山ハ向ひて非礼の事をなすとき
ハ忽ち真の所ハ此の船すまると動くお或ハ
没溺の患ハありける山も高山なれを山の見
えぬ方ハ避くる様もなす此の事を歎き訴訟
志ける故ハ勅語あつて絶頂より一反ハき
山の嶺ハ御本社を御建立あり今ハ此の所を
古宮地となづく是ハ桓武天皇の御宇の事ト

申傳へ候當時ある鷲峰の御社ハ上古大阪谷
の方より有りける外院の地なりとかや絶頂より
遷し奉り志宮社ハ又其の後の山火事ニ焼
失しより申候是れいつ時代の事とも年曆
未れ未れもや野火の恐れあらんも知れが
たし山上ニ御本社を再建すは宜志あるま
じき其の時の評議より中絶ある外院の
旧跡は今の御本社を造営志より此の武藏守
殿の鷲峰の宮柱を焚滅し再ハ此の神を國の
宗廟と崇敬すべからずとの條目を出されたり
るも今の御社^本を焼拂はれし時の事を見えし
り何ぞと焼拂はれしを尋ぬ事バ慶長五年

関ヶ原合戦の時國中の領主宮部木下垣屋此
の三將ハ石田治部少輔ハ秀頼の命を号しり
催促ニ應じて出陣せられはなり石田の方より
も島津も利をたじぬ西國大名多く一味せし
るが勝敗何れの方より有らんやもみえわか
かたことと天下にけめ合戦せ世上一同の
取沙汰なり者も亀井殿一人關東の御味方
に参られけるが豫め其の勝敗ハ知れがし
今度の一戦も死生存亡の極運と心中は危懼
を懐き思はしむれが出陣せらるし時合戦
勝利を得て首尾よく帰陣ありし由の武運
成祈り大方ならん懇誠を乞はれしるは佛神

ノ冥加ヲ叶ハ西方一時ニ敗軍志ヲ本望を達
シ武州ハ國中ノ擾乱を鎮撫すべく台命を蒙
リテ鹿野ニ凱陣せられける是ニ於テ祈願せ
らるる神社佛閣共ニ其ノ報賽を致されけ
るニ其頃ニ國中ニも御敵を仕りしる領主
共ノ餘類を追討せんや其時ノ隙もなかり
けれバニヤ有リけん鷲峰一社ニかぎり祈願
成就ニ奉幣ニかりき既ニ日数を過ぎ去ル後
ニ鷲峰村ノ巫女俄ニくちむし至テ我ニ是レ
鷲峰ノ神ナリ郡中ノ諸社ニハ所願成就ノ奉
幣アリしニ鷲峰ニも何となく報賽せらるるが
も其身ノ危懼ある時ニハ一命を擲ちて懇

祈を尽され無事安全ニ歸家徳座をる日ニ
一言ノ報謝なし甚ド神慮を蒙如するノ罪過
なんぞ其メ通シ捨置くべけんや其事も恐ろ
しくめりたりけれバ此ノ事下沙汰ニ隠秘す
ることやあらず武州ノ聴ニ相違えけれバ
武州大ニ駭き給ひ成はが其ノ事あり國ノ
仕置ノ暇隙を得ざりと思は代當社ニ非禮を
なせり神ノ御咎め尤至極なり其先非を改悔
し即日湯多兵衛といへる出頭ノ家来を名
せし鷲峰ニ社参せむ各種々ノ捧物など奉
られけり然るに何とか表よりけん此ノ多兵
衛神前より俄ニ煩ハ付きて鹿野ニ歸り大ニ

又岡絶志より湯の名字を武州の同姓ふれば
彼の家譜代の歴々たる侍の村人の咄はも扈
従立たり立身志より寵臣なりと云ふ是も因
り武州以り外又立腹せられ神託は仕せり
我が身も怠りを懺謝する名代を遣せり又
神の納受なきのみならず何過失なき名代
の者残慍乱せられろる沙汰の限りなき
と嘆りたりとへり時又鷲峯の村人の幼稚の
女子は依托しりまいて神勅ありけりハ武藏
守が立腹するハ一義あり多兵衛をなやま
せる者も鷲峯の神はあらば神の使獸の所為
なり早速多兵衛が病^患成も本腹せしめ其の

た、リをあせる使獸をも治罰せしこれ
以り武州が嘆を相宥はべし其の現證を見ん
と欲せむ明日使者を鷲峯に指越す社中を点
検せしむべし本社側なる神木に怨をなせ
る野狐を殺志を置くべしこれを見て其の疑
を散すべしといひけり此の神宣を其の夜に
中より鹿野へ申上げれば明朝鷲峯へ検使を遣
はして見せられ志も少くも相違なく一つは
狐を殺志を神木の樹下はありけり不思議の
事なり又此の不思議を見聞せられとも其の
怒り少くやと早く鷲峯の神社を一字も残
りなく焼拂ひ永く此の神の名を呼ぶ尊敬す

べらら代とみ掟を自筆し書きし郡中の百姓
等と諭告せられし下知状其の頃の頭百姓
鷲峰村の四郎右衛門が許すとじまり有りて
其の子孫今は傳來すといふ此の事を聞き
て四郎右衛門の家を尋ねて此の事を今も四
郎右衛門の逢ひて所望をけりし自筆一通を
出して見せ志ハ即ち其の席に写ししり成
尤も志すす里人の云ひけるハ此の御自筆成
博學なる人よみせても讀みかぬるなれハ龜
井殿ハ何より博學多才の人やらんといふ其
の証文も俗語を真字と書きしゆゑと誰とそ
も讀みぬる筈なり博學多才の人の書れしも

の故みよめかぬると卑賤の者ハ思ひし人の咄
亦且大なり此の通りよて義理も通せん可と
思ふ故と無理ヤリと点をつけしり其の中と
も猶も合點志がよき文言あるハ訓点を省
きて付けざるなり此の一紙の大意を推察す
るに武州侯の思ハきし心中ハ神々云ふハ天
地の理義を指ししる異名なり一粒米一滴水
さても皆これ天地の恩徳とあらすといふこ
となしこの神恩を報せん爲えと宮柱を營建
して奉祭するまを大事なりかく目がほ去く
恠異の訛宜を云ひのゝ志りて愚夫愚婦を妄
迷せしむるハ神の奇特とあらせ魔鬼狐狸の

茲矩下知狀

所為レ疑ハ疑ハ然ル不思議ノ事ヲ現レて
自鷲峰ノ神ナリと云ハときハ疑ハなく鷲峰
ノ神ヲ云ハふも力々天地ノ神靈ハ非ズ如此ノ
邪神ヲ領内崇敬すルハ實ニ國家ノ障碍な
れバ燒拂て捨テるガきシ向後鷲峰ヲ此ノ
郷里ノ氏神ヲ崇敬すベらレばトノ趣意と見
えたり下知狀ノ文言ヲ曰ク
惟今湯多兵衛尉違例之刻號鷲峰神其村之女
子吐狂言巧舌也聞之者太兵衛尉煩曰狐之態
其故那哉總而周崇敬神教雖有之先天神地祇
水神此水神者湛江湛池按之而作田地感其德
儀人号水神田神今有祀事人中五臟之五神聖

明德儀大人之跡靈呼之而敬神也何今放狐恣
煩人民心物焉為神神不敬非禮民不祀非族因レ
何事不知子細舊靈之社放狐之類國賊魔性之
地不殘一尺燒拂畢未來永々百姓等不可用興
神順礼意趣不可有疑之處仍如件
慶長九甲辰正月十日

從五位上武藏守

紙ハ奉書ナリ豎一尺一寸二步横一尺六寸
五步文字ノ大きサ凡テ七八步ヨリ一寸計
武藏殿ニ慶長十七年正月二十六日鹿野ニ於
て卒去せり子息豊前守殿ハ遺領相違ナク
相續被仰付シハ右ノ御礼等被申上在所入

詞政社就
峯神社
此建下

部の時節伏見に於て京の吉田殿より使者出
迎へ鷲峰の宮様社以前に如く興復せらるべし
然らば人バ神の崇りあるべし此の事手前の
夢中の告あるに因て申入の旨なり豊前守此
の事と愕き不日と當社を再建せられしるが
唯今の鷲峯の御本社等是なりと云ふ社司は
尋ねしに今も社内は其の時の棟札相残り
あり卑賤なる者共の云ひ傳ふることの証據
と成りがごとし其の時ハ何と云ふ子細あり
けん武藏殿の自筆の証文を書ししれを此の
時と焼拂はれしる相違なき先代は焼くき
に神社を家督と少も間なく其の年の内は大

なる造作火急に企られしるも何ぞ其の
子細を知りし者なきされども即時に再建
ありし事ハ棟札を以てしるべきと證據とすべ
し何をば一の子細ハ有りしるものハ決定
なり書付

慶長十七年壬子十一月十一日

亀井豊前守政矩公建立

とあり此の後享保四年四月五日神祇道管領
長上の奏請に依りて正一位に陞進を原と志
加奴神社鷲峰神々唱へしるを明治二年五
月今の称に更ぬる村社に列せらる又社領も
拾六石壹斗を寄進せられたる

参考諸家深秘録松平古陸奥守殿家来奥山出
羽鷹野之事といふ條は尤の如く記載せり茲
矩鷹峯神社燔滅の事と相似たり則ち此は記
しと参考と爲り

前松平陸奥守忠宗の家来今奥山勘解由と
八百貫文當時知行四成は尙方二三千石也
を領せらる者祖父奥山出羽と号し武勇
の侍あり渠ハ忠宗の時代奥州の内名取郡岩
沼に居城し常にお或時鷹狩に出り雲雀は鷄
を翫せけりは半天より執之候はしが狐の
晝寝して居ける所へ取て落しよりを彼
狐終は其の鷄をたみけり此の時出羽以外

は立腹し其の邊の近里遠村の鎮守ありけり
竹駒寺の稻荷へ常は出羽も敬拜致し華表
の前より下馬し手水鶏飼ふ貴敬せしかば
も其の日ハ右の鷹の儀は付腹をす忍兼ね神
前の縁鼻より馬を乗入いりて明神前給へ我
が拜地の内は立せよまへむ殊更崇敬せし事
をバ定めて神慮は御存可有然るは其の所の
領主の秘藏に鷹を明神手下の狐はたませ
られし事何事ぞや自今以後ハ私領の万人等
が歩を止めむやとハ思へどもそれも益なし
所詮神殿の修葺等とも相構はむし自然と
破壊次第にして年月を経亡所となすべし此

く含恨所が是々非々神慮は可有若し我愚人
よと僻事申すは於ては忽神前として神罰を
蒙るべしとて馬上ながら高聲に云ひ捨て立
歸りけり時は明神至極の道理は被_レ攻内々
と其の貪議をこそ被_レ召つらめ其の夜の丑
刻計は互理部の方角は當り教子の續松見え
けりかやうなる事終は目馴きざりけれは百
姓共寄合免や角と貪議区々よとて所詮後難
も恐れあり是非共は出羽殿の家老衆へ申入
んやと則彼の老松本十左衛門と云ふ者又注
進申けれは松本曰く其の續松此の方へハ不
参こと互理の方へ行くならバ別儀なし若し

替る儀是ありと於ては進_マ注進可申せり皆
返しけり其の翌朝藤場の渡しの船頭方をり
注進しり曰く竹駒寺の古松は治とる狐の皮
を剥いで玄及よと縛り付有之由を告げ来り
たり出羽此へ由を聞き如何様子細可有と
と谷須庄右衛門と申す者を見せよ遣しけれは
いふも注進の通りなりと夜前の様子
今朝の次第いかきゆも子細可有其の儀は
於てハ明神へ湯の土布を捧けて其の神託を
聞けとて巫_{カサ}を呼んぞ神前として熱湯を沸_カ
し笹の葉を以て身は懸り暫時在て口をこり
帝_ミ様ハ昨日の儀は付領主の恨至極せり乍

去其ノ名婦ハ互理ノ伯母ゴノ明神トリノ神
使ノ名婦ナリシガ野徑ノ側ラヨ晝寢シテ有
リノ所ヨ領主秘藏ノ鷹ヲハヌ申テ段言語道
断ノ儀ナリ依之彼ノ悪名婦ハ夜前召捕セ皮
ヲ剥ギ松ノ生木ヨク、リ付領主ノ心ヲ宥メ
セヤと思ふ也也神託有リテ神ハ安ガラセ給
ヒケルヤなん誠ニ凡夫心實成事ハ佛神モ能
受有之ナリ斯ク珍シキ事ヲ付テ往昔太閤秀
吉公御代奥方ノ女中ハ狐取付臆乱キセケリ
此ノ由秀吉公聞召サレ稻荷ノ社ハ御内書を
被遣ケルとなり其ノ御文ヨ曰ク
其方支配人野干秀吉召仕之女房ニ取付被

慙候有何之遺恨成其難候哉此儀被聞届可
被申越候若無其子細者早々可被引取候猶
於延引者日本國中狐狩可申付候委細之儀
者吉田之神主ニ申合候恐々不宣
三月十七日 太閤

稻荷大明神殿

参

秀 吉判

右ノ内書^御在吉田殿持参有之稻荷ノ宝前ヨ謹
ク敬拜シ御内書を内陣ハ納メテ罷歸ラレケ
レガ一日間有ク彼ノ女中平復有リ茲トナリ
去キガ右ノ兩條共ニ神道ノ正シキ思ハば中

々腥き口より可申事ならぬ共餘り殊勝きよ
書託し侍りぬ

嗣子政矩

是年嗣子政矩幼名大昌丸後ち新十郎と稱す年
十五首服哉加へて初めて家康より仕ふ從五位下

叙し右兵衛佐又任て翌年豊前守と更む

德川實託慶長九年十二月の條より曰く亀井新
十郎政矩右兵衛佐と稱す政矩ハ本多上野介
正純成瀬小吉正成を以て昵近の勤を請ふ
亀井記より曰く慶長七將軍家康公へ始而御目
見被仰付同九年被叙從五位下被任右兵衛佐
翌十年豊前守と御改其後武藏守となり本多上
野介殿成瀬隼人正殿を以て家康公へ近年爲御

目見登城仕候得共同くハ御側より被召仕被
下候様被仰上同年十月朔日家康公御供二而
江戸へ下向同年十二月八日家康公より秀忠
公へ被召候様より望被仰進候二付其旨被仰渡
土井大炊頭殿島田兵四郎殿被遣其後秀忠公
御側二被召仕

德川實託台徳院(秀忠)より曰く慶長十年九月十

十五日快晴なり大御所(徳川)関東へ赴かせ給
はんとて伏見を御發興ありて五郎太丸長福
丸西君をも伴ひ給ふ此ハ夜永原より泊り給ふ
亀井右兵衛政矩よりいひ御下向供奉の列に
加へらるる政矩が年頃懇願するよよつたり

以下畧才創業世當代
記寛永系畠萬世家譜

同十二月八日土井大炊頭利勝島田兵四郎利
正を御使とて亀井右兵衛佐政矩の家小臨
み政矩を近侍に命ぜらるる旨を傳へし免ら
るこれハ政矩去年本多上野介正純成瀬隼人
正正成まつき大御所願ひしハ政矩年頃
外様の列に侍ふこと本意あらねば左右に近
侍せ凡事を請ひ奉る由なりよ大御所より
その旨仰つかはさるる故とぞ聞元寛永系圖
亀井家寛永系畠曰く慶長九年政矩叙後五
位下任右兵衛佐政矩以本多上野介成瀬隼人
正訟曰数年登城在大名之列非本意也願近仕

左右西人達之大権現翌年十月朔日大権現自
伏見下向江戸之時被召加政矩于御供至江戸
十二月八日從大権現達此旨于台徳院殿即以
土井大炊頭島田兵四郎為使依來政矩家具傳
嚴旨此年改右兵衛佐子豊前守
亀井家由緒曰く武藏守子亀井新十郎を諸
大夫に被為成被任右兵衛佐候慶長十年乙巳
十月朔日家康様伏見より御下向の時亀井右
兵衛佐御供仕江戸へ罷下同年極月八日権現
様より台徳院様へ亀井右兵衛佐を被召仕候
様よとの上使土井大炊頭殿島田兵四郎殿被
下候

駿府築城の
役を諱せらる

慶長十二年丁未一月二十五日幕府畿内及傍近
諸國人諸大名以下駿府築城の役夫を諱す茲
矩亦與了

龜井文書より曰く

先日以來不申入候條令啓候其許普請之儀最
前如相違候苦勞之程察入計候猶期後春之節
候恐々謹言

七月九日

秀忠 花押
龜井武藏守殿

今度駿府就普請早々人申付差越出来祝着思
召候也

十月十七日

黒印

西洋渡航の
朱印を受く

（備考）野史十卷五十四曰く慶長十二年七月駿府城
成十月宮如江府以駿府城或撤江府西城府藏
以黄金三萬枚白金三百萬兩餽台徳公十二月
二十二日駿府後房遺火新城皆燼

八月十五日西洋渡航の朱印戎幕府より受く
大日本史料所引異國御朱印帳十西洋

- 一慶長十二年丁未二月七日
鍋島加賀守信州西人、被遣也御印
一通宜善右衛門持来也三月四書之遣也
- 一慶長十二年丁未二月九日
松浦法印、被遣候本上有状使者請取
但来年春走、由也
- 一慶長十二年丁未八月四日
本上有状加藤肥後守被申請普問惠之
服部次郎左衛門（石藤内）請取也
- 一慶長十二年丁未八月四日
本上有状被遣林三官但三官、死去云
其跡目、被遣候普問惠之請取、劉明溪三
官通事去年八月末、御印被遣丁未八月十三日
請取也占城之御朱印、於駿府、與子候由也
- 一慶長十二年丁未八月五日龜井武藏守
本上有状綿子十把被贈此朱印
乃被通境、一被惠了印請取候也

一慶長十二年丁未月初六日浦井宗普

一慶長十二年丁未仲冬廿五

本上有秋華紙一枚墨二挺惠之丁未十月八日宗普二渡之請取状未前ノ御印ハ於駿府渡申候由紙面ニ書之

德川實訛台德院(秀忠公)曰く慶長十二年八月十五日龜井武藏守茲矩ヲ西洋渡海ハ御朱印安當仁ハラセテも同様に下サる御朱印

茲矩家臣多賀是兵衛ヲ遣在状

覺

來年正月至西洋為高賣渡海之船カビレ申付及心底候分可有氣遣之旨令祝着候其通以誓紙候間無疑心事候條歸國之上丁銀子六貫目為褒美可相渡候然上者内々共猶以買賣之

西洋渡海船カビレ多賀是兵衛

物不可有油断者也仍狀如件

丁未(慶長十二年)

武藏守

十月二十八日

茲矩判

多賀是兵衛尉殿

上ハ包紙

西洋出船カビレ

日本國西之城主 茲矩

多賀是兵衛ノ事歴

外國貿易ノことニ從ヒシ役員ノ中多賀是兵衛ハ後チ津和野ニ移リ飯浦及ハ美濃路ノ代官ヤナリ元和五年己未四月二十一日死寸墓ト飯浦字人形ヤイハ所ニあり美濃郡案内中託寸所カノ如シ

○多賀是兵衛源子久法名竿叟以鈎禪定門其

墓碑飯浦字人形ノ最高處ニあり碑ニ曰ク
 多賀是兵衛源子久始曰伴右衛門天正之年
 於因州始仕武靈公屢奉使異國公賜幼名一
 字曰子久後又賜是兵衛世々許之也元年壬
 辰行朝鮮後慶長十二年丁未冬為西洋交易
 渡海任船長戊辰春歸邑及賜銀六貫文奉書
 慶長十九年甲寅冬元和元年乙卯夏從二世
 公容陣大坂同三年丁巳公移封津和野從駕
 來焉秋九月命為飯浦及美濃路之令有年元
 和五年己未四月二十一日卒六十七葬于飯
 浦

寛化五年戊辰夏四月八世孫子榮舊墓在

修め建碑也

多賀家之系圖

初代

子久 多賀是兵衛

本國生國因幡 初名伴右衛門

龜井家ハ被召抱候儀其以前之儀者戰國之時
 分故哉一向ニ不相知御當家トテ御宛行格式
 父母御一字拜領以前之名栗色々遂吟味候得
 共不相知奉仕武藏守茲矩公天正年中於因州
 被召出候儀ト被相考候茲矩公湯新十郎之子
 之奉称右御一字子之字拜領仕代々御願申付
 来申候是ト云云文字在日ノ下ノ人と云云文

字成寄了成以御撰被遊被下置候殿承り傳
へ度々軍功有之候事之由御名乗之御一字ハ
湯高橋一同被下置三家共代々付来り候
文祿元壬辰年朝鮮御陣之御供仕慶長十二丁
未^年十月二十八日同十三年戊申正月至^西洋^爲
高賣渡海之船^ニ被^レ仰^付其^レ砌御褒美丁
銀子六貫目被下置茲矩公御自筆之御書今以
所持仕候豊前守政矩公御代慶長十九甲寅年
大阪冬御陣御供仕元和乙卯年大阪夏御陣
御供仕同三丁巳年津和野へ御所替之節御供
仕同年九月飯浦美濃路西村之御代官役被仰
付相勤同五己未年迄飯浦に罷在同年四月二

十一日六十七歳^ト於^レ彼地病死仕神行之峠
^ト塔有^レ之

法名 辛叟以鈎禪定門

右書才小原豊前之娘小原文書^ト小原理兵
衛後家多賀是兵衛後妻^トなり^トあり^テ因^テ州
慶長二乙卯年五月二十四日卒 法名圓月妙
林禪定尼幸盛寺に葬^リ右小原豊前と申者石
州益田之領主益田越中守殿之家臣都茂丸茂
木東郷之内を以^テ領知仕候處其後利兵衛宗
休之申者宇津川に罷在候内倅正吉茲親公御
代御當家へ被召抱當時小原利兵衛家筋也
慶長十三年戊申五月朔日茲矩列候^ト同^レ時

茲矩時版
徳川幕府

版左献

德川實記（秀忠）曰く慶長十三年五月朔日毛利中納言輝元入道宗瑞ハ帷子五献
 小藤七郎秀就島津陸奥守家久福島左衛門大夫正則ハ帷子十づ、京極宰相高次生駒讚岐守一正松平伯耆守忠一京極修理大夫高知森右近大夫忠政細川内訖忠利佐竹右京大夫義宣堀尾帶刀吉晴并（孫三）之助島津右馬頭以久徳永左馬助昌重亀井武守茲矩伊東修理大夫祐慶松平國千代（帷子五づ）、南部信濃守利直帷子四寺決志摩守廣高金森出雲守可重木下右衛門大夫延俊本多出雲守忠朝九鬼長

門守守（隆）相馬長門守義胤相馬大膳亮利胤真田伊豆守信之稻葉彦六典通宮木右京進（物久）遠藤但馬守慶隆福原越中守某速水甲斐守守之伊東丹後守長次堀田番書助勝嘉青木民部少輔一重淺田孫一郎某戸決九郎五郎政盛織田上野介信包帷子三づ、本多維殿助康俊平岡牛右衛門頼資桑山伊賀守元晴桑山又四郎清時成田左衛門尉氏範由良信禊守負繁朽木河内守元綱其子兵部少輔宣細岡部内膳正長盛那須修理權大夫資晴本多因幡守俊政小笠原左衛門佐信之帷子二づ、里見安房守義康單物五上杉中納言景勝徳永法印壽昌單物三

づ、西尾豊後守光教古田希代九重恒谷出羽
守泰友單物二づ、直江山城守兼續は惟二献
也

(注)案ずるに諸大名一統の時服献すにや
もの見えたるこの時をはじめとすこれ
三季の賀儀の時服献すに權輿のや

同記に曰く慶長十三年十二月十六日松平陸
奥守政宗島津陸守家久小袖十づ、松平長門
守秀就ハ小袖六前田中納言利長卿田中筑後
守吉政金森五郎八長光田中隼人忠政小袖五
づ、加藤肥後守清正福島左衛門大夫正則細
川内記忠利小袖四づ、京極宰相高次堀尾帶

乃吉晴堀尾三之助石川玄蕃頭康長松平伯耆
守忠一京極丹後守高知寺沢志摩守廣高水谷
伊勢守勝隆佐竹右京大夫義宣島津右京亮某
蜂須賀阿波守至鎮里見安房守忠貞中川修理
大夫成秀小袖三づ、毛利中納言輝元入道宗
瑞其臣吉川藏人廣家上杉中納言景勝卿其臣
直江山城守兼續松平武藏守利隆松平甲斐守
忠良松平國光松平玄蕃頭家清松平河内守定
行松平左馬允忠頼松平丹後守重忠松平右近
將監成重徳永法印壽昌永徳左馬助昌重土堀
民部少輔利直仙石越前守秀久水野日向守勝
成内藤純伊守信正朽木兵部少輔宣綱牧野駿

河守忠成内藤左馬助正長本多經殿助康俊戶
田左門氏鉄池田備中守長吉田部内膳正長盛
宗對馬守義知谷出羽守勝友九鬼長門守守隆
遠藤但馬守慶隆戶次九郎五郎政盛高橋右近
將監元種佐久間久右衛門安政本多因幡守政
武木下右衛門大夫延俊小川壹岐守某関長門
守一政金森出雲守可重平岡牛右衛門頼資森
右近大夫忠政小堀作助政一生駒藤三郎某柔
山伊賀守元晴柔山又四郎清晴松倉豊後守重
政津輕越中守信政真田伊豆守信之西尾豊後
守光教毛利伊勢守高政福原越後守某永島右
衛門允某立花左近將監宗茂日根野織部正吉

門那須權大夫某石川肥後守康勝有馬左近某
一柳監物直盛織田孫一郎長則稻葉大夫紀通
北條大之助某市橋下總守長勝相馬長門守義
胤稻葉右近大夫方通稻葉彦六典通分部左京
亮光信藤懸美作守永勝小笠原左衛門佐信之
相馬大膳亮利胤伊東修理大夫祐慶戶川肥後
守達安相良左兵衛佐長龜井武藏守茲矩稻葉
平九衛門某六郷兵庫頭政兼南部信濃守利直
蔣田左衛門權佐廣定成田左衛門尉長忠久野
三郎左衛門宗能猪子内匠助一時住桐市正且
元速見甲斐守守之伊東丹後守長次青木民部
少輔一重宮本右京進頼久羽柴刑部卿法印雄

茲矩致仕
相續封

慶長十四年壬酉正月三日 茲矩致仕 在男政矩封

利堀美作守親良小袖二づ、朽木河内守元綱
越前綿廿把青木刑部卿法印重直小袖二茶碗
茶杓一づ、島田新十郎某紫皮三枚毛利掃部
某綿廿把小刀武藤清兵衛某鍔ふこ山岡主計
頭景以換箱三銀十枚赤井豊後守忠泰大緒松
平三郎兵衛某望皮小堀藤三郎某肱突小倉忠
右衛門正次てくき森左兵衛某緞子有馬修理
大夫晴信綿珍五卷弓掛鞆十指献じ三郎右衛
門唐木綿五端奉了又南蠻伴天連天鷲絨一卷
綿一卷鏡一面唐紙四十五枚蠶蠟五十挺さ、
ぐ當代

在襲が四月幕府の旨に依り松平周防守康重不
女を納れ了室と為尋ぞ伯耆國久米河村の二
郡の内は於り高五千石を賜以前は通去り四萬
三千石を領す了至る

茲矩嗣子豊前守政矩に贈り書翰

稔南改曆向東方先祝申候抑爰拜領之知令相
續候彌其地御奉公無油断傍輩之衆中有好之
様心遣專候當地諸職八與に仕分申付候間差
別相定此通成隼人様へも申達事候委細之段
從八與之棟梁可申入候年々十喜万悦可申承
候恐々謹言

慶長十四年正月三日

武藏守茲矩花押

龜井豐前守殿

松平康重の女
と政矩の妻に

寛政重修諸家譜四百二十六二龜井政矩新十郎右兵衛佐豐前守
從下慶長十四年四月仰よ玉玉松平周防守
康重の女を娶り此の年伯耆久米河村二郡の
内に於り五千石を賜ふ
徳川實記に曰く慶長十四年四月十四日龜井
豐前守政矩に仰せ松平周防守康重の女を
娶ら玉玉久久らら了了
慶長十四年龜井武藏守茲矩の子豐前守政矩
ハ伯耆國に五千石新に委任邑を下さり
龜井家寛永系に曰く同（慶長）十四年四月中

伯耆國久米河村
二郡の内五十石を
政矩に賜ふ

旬以上意政矩娶松平周防守康重女同年從台
徳院殿に伯耆國政矩拜領知行五十石
龜井家由来に慶長十四年己酉四月中旬に龜
井豐前守松平周防守に被仰付祝言相諷候
事

同年伯耆國之内に知行高五十石台徳院殿
より龜井豐前守殿拜領仕候

茲矩鍛冶屋彌石衛門村尾十兵衛に賜ふ
書翰抄出易全文海外に出す

一於伯耆國に自豐前知行五十石被遣候一段之
仕合と存候島田次兵衛殿知行渡二御上候
相待候事二候八月十一日附

茲准書翰

先度者下御報御拜見申候忝存候豊前ニ知行
五十石被遣候則御帳請取申候忝存候右之通
隼人殿御同前可然様ニ御取成候可被下候
奉頼候今度豊前ニ被遣候五十石之内野河原
田島ニ成申候所百町付也御座候只今より家
在作牛ありこいなど遣し申候来年ハ田ニ可
仕と存候積善之餘慶目出度存候木中之長卿
天道ノ事此時々々彌存候事ニ候猶重而可得
御意候恐惶謹言

九月十七日

龜武藏

後庄兵衛様

人々御中(至雲箋帖下)

慶長十七年九月七日因幡國高草氣多兩郡伯
春國又米河村二郡之内より五十石高合四萬
参十石繼目之御直判台徳院様より亀井豊前
守殿拜領則尤々如し

因幡國氣多郡一萬参千五百石高草郡貳萬
四十五百石伯春國河村郡内参千四百五拾
石又米郡内五百五拾石都合四萬参千石事
不可有相違者專此上可令領知者也

慶長十七年九月七日

秀忠判

亀井豊前守とらへ

亀井家記

一高四萬參千四百九拾五石九斗九升貳合

内

鹿野元御領地

參萬八千四百九拾五石九斗九升貳合

五千石

因州高草郡

五千石

伯州河村郡

亀井家記より曰く

豊前守政矩之室松平氏休丹波國笹山城主

石松平周防守康重之女慶長十四年己酉江戸

に於て婚禮を行ふ茲政惟幼名大を生か元和五年

己未八月十五日夫茲惟救卒才同六年庚申將軍

の意旨より依り大力と共に江戸の邸より津和

野の邸より移り寛永六年己巳大力と共に津和

野より江戸邸より移り同十一年甲戌津和野より

移り將軍より白銀及時服を賜ふ此の後津和

野より復り江戸より移りここに家譜より見え

れども慶安二年己丑三月八日江戸より逝去し

西久保天徳寺に葬り(明治六年六月二十八日

青松寺境内に改葬す)法明光明院信譽香願大

姉明治六年六月廿八日青松寺境内に改葬す

亀井記より曰く慶長十四酉四月秀忠公依御意

松平周防守康重公之女休姫君入家婚姻同年

秀忠公より伯存久米郡河村之内より五千

石領知下賜慶長十七年正月茲矩公御逝去

付九月七日因幡國氣多郡高草郡伯香國久米
郡河村郡之内五千石都合四萬三千石餘遺跡
下賜秀忠公御判物拜領

同記云曰く

御室ハ松平周防守康重公女(康重公は家康公
の庶子出生之妻を康親公に賜ひ庶間出生休
姫君ハ家康公御孫の續子當り慶安二丑三月
八日御逝去御歳不詳

光明院殿信譽香頰大姉と奉謚武州西久保天
德寺に被葬

同記云曰く室ハ松平周防守康重公女休姫君
(古書云康重公ハ家康公の庶子母婦人ハ東參

州藏前村天満宮の社人加茂彦九郎女に美
麗の婦人初石川伯春守康正室ニ候慶康正死
去後家康公御側子被召仕妊娠後三ヶ月院振り
御内命より康親に被下置七ヶ月後出生ニ付
家康公御落胤ニ相違無之依之休姫君ハ家康
公の御孫女の御續子當り
已面白竹内房藏了所京都金山氏由緒云曰
く聖諦院様御幼少之時奉祢大力様候節光明
院様御同行より御入部其後寛永三年ニ御上
京茅屋ニ被遊御逗留六月七日台徳院様御上
洛八月二日大猷院様御上洛旁ニ付於二條御
城大力様始而御礼被仰上候由

同書津和野古事聞書曰慶安二壬丑年御
母君茲政御逝去三月八日光明院殿信譽香頓
大姊天德寺葬松平周防守康重公御娘也
實谷口與右衛門娘也三代周防守様御腹也
同誌曰

因幡伯耆兩國之内政矩公御領知石高
一高四万三千四百九拾五石九斗九升貳合

内

三万八千四百九拾五石九斗九升貳合

因幡國

此内

一万七千二百四拾石五斗四升 氣多郡

二万二千二百五拾五石四斗五升貳合

高草郡

五十石

伯耆國

此内

三千四百五拾八石九斗二升六合

河村郡之内

千五百四拾一石七升四合 久米郡之内

已面白曰慶安元戊子年御母君茲政公御
逝去三月八日光明院殿信譽香頓大姊天德寺
葬松平周防守康重公御娘也實谷口與右
衛門娘也三代周防守様御同腹也
寛政重修諸家譜曰茲政元和三年生五

年の冬遣領を継^{三時}七年台徳院殿茲政が幼
稚なるを憐^多まひ祖母おとび母を養育すべ
しとの仰をか^多ぶり暇たまはり津和野^多
ゆく

備考元禄十五年調御家中由緒帳の中

多賀是兵衛

寛永六己年光明院様江戸へ御越被遊候節知
行百石拜領仕御供^多被召連候
台徳院託^多曰く慶長十三年戊申六月丹波八
上城主前田勝茂乱心京都近江の邊を徘徊^多
狼藉をなす^多りこれを伏見の獄^多捕ふ其
地五萬石を没収^多し笠間城主松平康重^多賜ふ

遷^多其地八山陰道^多の要路^多に當^多るを以て別
に藤山^多の新城を築か^多し藤堂高虎松平重勝
石川八右衛門内藤金右衛門等^多命^多じ丹波丹
後播磨美作備前備中安藝紀伊及四國の人夫
を以其役を助け^多し二年^多を経^多り成^多る城上水
な^多し巖石を穿^多り二井を得^多り云

野史^多第一卷^多曰く松平康親本名忠次^多河
幡豆郡相場人也本族松井姓源氏六條判官為
義十四男松井冠者維義之後父名忠直字金四
郎康親初字允近^多自幼仕東照宮^多永禄六年冬
松平族^多天正十一年二月賜^多駿州河東地二万
五百^多文執^多一郡事務是夏六月卒^多六十三子

康重嗣

康重初字二郎更稱左近丞歲甫十六繼父後守
三枚橋先賜諱字稱今名中文祿四年三月叙從
五位下祿周防守慶長六年春轉賜笠間常城食
三万石慶長十三年六月先是丹波八上城當
山陰衝而地形不便撤之改城篠山賦役山陽南
海諸侯及修築成賜之康重加米邑為五萬石元
和五郎詳移封岸和田和城寬永三年叙從四位下
十一年七月依為膏腴之地望請加一萬石併領
六萬石十七年六月卒歲七十三
津和野乙雄山子招魂碑あり
碑前防州大守竜譽淨和大居士右寬永十七日
左林鐘念七日

已面白く曰く古代年月不相譯嚴島光明院前
基以入と申僧建立之由二而悟真寺と云寺有
之相續而五代頓譽莫念と申僧光明院様御存
知二而悟真寺を改幸盛寺と被仰付莫念一位
職被仰付夫迄之悟真寺住職ハ立退候由其後
慶安二年己丑三月八日光明院様御逝去潤林
山台徳院様御位牌被差置候事

光明院様御逝去者三月八日御位牌御安置
ハ正月在北ハ潤林山幸盛寺ハ寺跡不改
以前之事ハ相當候事

八月廿五日暹羅渡航の朱印を受く翌年ハ亦之
在受く

暹羅渡航
の朱印を受く